
◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、令和3年第3回新ひだか町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策のため、議場内及び発言時におけるマスクの着用を認めることといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、15番、木内君、16番、城地君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月24日までの3日間に決定いたしました。

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) おはようございます。それでは、お手元に配付してございます行政報告につきまして私のほうからお話をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関する対応についてでございます。これまでの主な経過と取組状況について報告をさせていただきます。5月28日、国の緊急事態宣言の期間が6月20日まで延長されたことに伴いまして、新ひだか町新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、各種情報を共有するとともに、当町におきます各種対応を協議、決定の上、町民の皆様へホームページ等により町有施設の休館、あるいは感染予防に向けた協力要請についてお知らせを行ったほか、チラシによります新聞折り込みも実施したところでございます。今後におきましても町広報

紙をはじめホームページ、フェイスブック、ツイッターなどのSNSなどを活用しながら迅速な情報提供に努めてまいりたいと考えてございます。

また、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種状況等についてでございますが、12ページになりますが、この資料の一番裏でございます。ひっくり返していただけると別紙ということで、6月20日現在、1回目の接種を終えた方が合計で1万9,860人の対象のうち7,294人、率にいたしまして36.7%、2回目の接種が完了した方が合計1,993人、率にいたしまして10.04%となっております。なお、接種者数につきましては町内医療機関での接種実績に基づく人数でございます、一部町外の方も含まれているというふうに考えてございます。

次に、接種の予定でございますが、記載のとおり(2)に接種予定ということで記載してございますが、順次65歳以上の高齢者の方への接種を進めておりまして、ワクチンの確保、準備が整い次第64歳以下の方への接種を7月19日以降に開始する予定でございます。余剰ワクチン等の活用についてでございますが、(3)に記載しておりますとおり、町といたしましては国の定める優先順位に基づき高齢者への接種を進めながら、キャンセル等の発生により生じるワクチンを廃棄することなく有効に活用するため、感染リスクが高く、代替が困難な業種の方等への接種に活用してございます。対象となる業種等は記載のとおりでございますが、このうち既に高齢者施設従事者、保育施設等従事者の方につきましては1回目、または一部2回目の接種が完了しておりまして、今後も順次接種を進めてまいりたいと考えてございます。

最初の1ページにお戻りいただきまして、次に2のところでございますが、JR北海道からの支援金の配分についてでございます。JR日高線、この鉄道事業廃止に伴いまして、JR北海道から日高管内7町に対して拠出する支援金のうちまちづくり支援分といたしまして5億円の配分がありまして、それにつきまして日高地域広域公共交通確保対策協議会において協議を重ねた結果、新ひだか町への配分額は全体の約20.4%に当たる1億224万円とすることで決定がなされました。この配分額に至るまでには様々な議論がございましたが、最終的には総額5億円の半分を町の財政規模に応じて傾斜配分し、残りの半分を鉄道の駅があった5つの町に均等配分、1町当たり5,000万円というふうになります。均等配分する手法で合意に至ったものでございます。なお、当該支援金の使い道につきましては現段階では特に決めてございませんが、バス転換後における情勢などを見極めながら有効に活用してまいりたいと考えてございます。

1枚めくっていただきまして、2ページでございますが、大雨等による被害状況についてでございます。この大雨関連につきましては2点ございまして、まずは4月17日からの大雨等の被害状況でございますが、記載のとおりでありまして、最終被害金額が確定いたしましたので、御報告させていただきます。

次の3ページに移りまして、これは暴風雨等による被害状況ということで、今月4日の暴風雨等による被害状況について記載してございます。

次のページにめくっていただきまして、4ページでございますが、工事の仮契約についてでございます。記載のとおり5件の工事に係る入札を行いまして、仮契約を締結いたしました。なお、詳細につきましては6ページから7ページにかけての資料のとおりでございます。

次に、6でございますが、工事に係る入札の執行についてであります。記載のとおり3件の工事に係る入札を行いました。この詳細につきましては、7ページから8ページにかけてその資料として載せてございます。

最後になります、5ページでございます。委託業務に係る入札の執行についてであります。記載のとおり7件の委託業務に係る入札を行ったところでありまして、これも同じく詳細につきましては9ページから11ページの資料でございます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 次に、教育委員会の行政報告を行います。

教育長。

[教育長 久保田達也君登壇]

○教育長(久保田達也君) おはようございます。教育行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております資料の記載のとおり1件の寄附がございました。寄付者の御厚志に感謝を申し上げ、有効に活用させていただきます。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) これで行政報告は終わりました。

行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

◎報告第1号の報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

上田総務課長。

[総務課長 上田賢朗君登壇]

○総務課長(上田賢朗君) おはようございます。ただいま上程されました報告第1号について御説明いたします。

報告第1号は、繰越明許費繰越計算書についてでございます。令和2年度の新ひだか町一般会計補正予算(第4号)第2条、同補正予算(第6号)第2条及び同補正予算(第7号)第3条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめぐりください。今回の繰越明許費は一般会計のみで8件でございます。1つ目は2款総務費、1項総務管理費で静内庁舎大規模改修事業でございます。金額6,685万円に対しまして、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳でございますが、地方債5,720万円、一般財源965万円でございます。

繰り越して使用する理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い空調、暖房更新工事において資機材等の調達が困難であったことから、年度内に事業が完了しないためでございます。

2つ目は、高度無線環境整備推進事業でございます。金額10億円に対しまして、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳でございますが、国庫補助金2億9,840万円、地方債7億150万円、一般財源10万円でございます。

繰り越して使用する理由につきましては、光ブロードバンドの整備事業でございますが、整備面積、事業規模が大きく、年度内に事業が完了しないためでございます。

3つ目は、議会委員会等オンライン会議システム等構築事業でございます。金額4,620万円に対

しまして、翌年度繰越額も同額でございまして、財源内訳でございまして、国庫補助金4,620万円
でございまして、一般財源はございません。

繰り越して使用する理由につきましては、改修場所である議場などで定例会等により使用頻度
が高い時期であったこともあり、作業が困難であったことから、年度内に事業が完了しないため
でございます。

4つ目は、感染症対策対応の災害備蓄品整備事業でございます。金額505万5,000円に対しまし
て、翌年度繰越額も同額でございまして、財源内訳でございまして、国庫補助金500万円、一般財
源5万5,000円でございます。

繰り越して使用する理由につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る段ボールベッ
ドなどの備蓄品において新型コロナウイルス感染症対策予算につき予算措置の時期が年度末であ
ったことから、発注から納品が年度内に完了しないためでございます。

5つ目は、農地情報管理システム導入事業でございます。金額2,162万4,000円に対しまして、
翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳でございまして、国庫補助金1,979万2,000円、一般
財源183万2,000円でございます。

繰り越して使用する理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図
るためのシステムを整備しようとするものでございまして、新型コロナウイルス感染症対策予算
につき予算措置の時期が年度末であったことから、年度内に事業が完了しないためでございます。

6つ目の3項 戸籍住民基本台帳費で社会保障・税番号制度システム整備事業でございます。金
額694万4,000円に対しまして、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳でございまして、国
庫補助金694万3,000円、一般財源1,000円でございます。

繰り越して使用する理由につきましては、マイナンバーカード制度に関連したシステム改修事
業になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により国の当初スケジュールが大幅に遅れ、
年度内に事業が完了しないためでございます。

7つ目は4款 衛生費、1項 保健衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でござ
います。金額1億2,409万1,000円に対しまして、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳
でございまして、国庫補助金1億2,400万5,000円、一般財源8万6,000円でございます。

繰り越して使用する理由につきましては、ワクチン接種対応に係る経費のうち令和3年度で執
行が見込まれる経費について繰り越してございます。

8つ目は10款 教育費、1項 教育総務費で感染症対策等の学校教育活動継続支援事業でござ
います。金額800万円に対しまして、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳でございまして、
国庫補助金800万円、一般財源はございません。

繰り越して使用する理由につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る保健衛生用品
等の購入経費について新型コロナウイルス感染症対策予算につき予算措置の時期が年度末であ
ったことから、発注から納品が年度内に完了しないためでございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 以上で報告第1号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、議案第1号 新ひだか町農業委員会委員の任命につき同意を求

めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) ただいま上程されました議案第1号につきまして御説明を申し上げます。

議案第1号は、新ひだか町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現農業委員会委員の任期が7月19日をもって満了することに伴いまして、新ひだか町農業委員会委員に次の方を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

今回任命をしようとする方々は10名おりまして、まず1人目でございますけれども、現住所、日高郡新ひだか町三石歌笛268番地、お名前は土居正広氏、生年月日は昭和43年1月7日、年齢は53歳でございます、職業は農業です。土居氏におかれましては、今回任命されますと4期目ということになります。

2人目は、日高郡新ひだか町静内目名449番地、お名前は佐竹学氏、生年月日は昭和40年12月15日、年齢は55歳でございます、職業は農業でございます。佐竹氏におかれましては、新任でございます。

3人目でございますが、日高郡新ひだか町三石西端160番地の1、お名前は金森靖一氏、生年月日でございますが、昭和19年1月31日、年齢は77歳でございます、職業は農業でございます。金森氏におかれましては、今回任命されますと9期目ということになります。

4人目でございます。日高郡新ひだか町静内神森10番6号、お名前は中村トク氏、生年月日、昭和23年10月1日、年齢は72歳でございます、職業は道立高等学校の講師でございます。中村氏におかれましては、今回任命されますと2期目ということになります。

1枚おめぐりいただきまして、5人目でございます。日高郡新ひだか町三石梟舞231番地にお住まいのお名前は安田悦郎氏でございます。生年月日は昭和37年11月8日、年齢は58歳でございます、職業は農業でございます。安田氏におかれましては、今回任命されますと4期目ということになります。

6人目でございます。日高郡新ひだか町静内中野町4丁目43番地の7、お名前は西村和夫氏、生年月日は昭和32年5月9日、年齢は64歳でございます、職業は農業でございます。西村氏におかれましては、今回任命されますと6期目ということになります。

7人目は、日高郡新ひだか町三石蓬栄63番地の3、お名前は山野美幸氏でございます、生年月日は昭和39年12月5日、年齢は56歳、職業は農業でございます。山野氏におかれましては、今回任命されますと2期目ということになります。

8人目は、現住所、日高郡新ひだか町三石稲見120番地、お名前は酒井薫氏、生年月日は昭和30年3月14日、年齢は66歳でございます、職業は農業でございます。酒井氏におかれましては、今回任命されますと4期目ということになります。

9人目でございます。日高郡新ひだか町静内豊畑685番地の1、お名前は前谷武志氏、生年月日は昭和31年6月21日、年齢は65歳であります。職業は農業でございます、前谷氏におかれましては今回任命されますと4期目ということになります。

最後になりますが、10人目でございます。日高郡新ひだか町静内川合193番地、お名前は見上久

義氏、生年月日は昭和30年5月26日、年齢は66歳、職業は農業でございまして、見上氏におかれましては新任でございます。

以上、10名の方々につきまして同意を受けようとするものでございます。なお、今回任命されますと任期は令和3年7月20日から令和6年7月19日までの3年間となります。

次のページ以降に参考といたしまして略歴を添付してございますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本案については、人事案件でありますので、議会運営基準により質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから議案第1号 新ひだか町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

◎議案第2号から議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、議案第2号 工事請負契約締結について(静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その1)から議案第5号 工事請負契約締結について(静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その4)までの4件を一括議題といたしたいと思っております。

提案理由の説明を求めます。

野垣建設課長。

〔建設課長 野垣尚久君登壇〕

○建設課長(野垣尚久君) おはようございます。ただいま上程されました議案第2号から議案第5号を一括して説明させていただきます。

議案第2号から議案第5号は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事請負契約締結についてでございます。

最初に、議案第2号から2枚おめくりいただき、参考資料2をお開きください。参考資料2は、共通の資料になりますが、工事の全体計画図になります。図面中央の白抜きでR3と表示されている箇所が今年度の建設場所でありまして、柏台団地をほぼ東西に横切る町道柏台中央線の北側になり、南北方向に平行している町道柏台1条通り線と2条通り線の間的位置になります。

1枚おめくりいただき、参考資料3をお開きください。全体配置図となります。横3列の一番下、左側が建築工事その1で議案第2号に係る1棟4戸、その右側が建築工事その2で議案第3号に係る1棟6戸、中段の列、左側が建築工事その3で議案第4号に係る1棟4戸、その右側が建築工事その4で議案第5号に係る1棟4戸でありまして、基礎形式は現地盤直接基礎となる建

築工事その3を除きいずれもH型PCぐいによるくい基礎となっております。以上、4工区で4棟18戸を建設しようとするものであります。これらの建築工事の予定価格がそれぞれ5,000万円以上でありますことから、工事請負契約について議会の議決を得ようとするものでございます。

それでは、3枚お戻りいただき、議案第2号をお開きください。議案第2号は、次のとおり工事の請負契約を締結しようとするものであります。

契約の目的は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その1。契約の方法は、条件付一般競争入札です。契約の金額は6,831万円、うち消費税及び地方消費税の額は621万円となっております。契約の相手方は、藤沢・伊藤経常建設共同企業体。代表者は、日高郡新ひだか町静内御幸町4丁目1番11号、株式会社藤沢組 代表取締役 藤沢和徳。構成員は、日高郡新ひだか町静内旭町1丁目2番1号、株式会社伊藤組 代表取締役 伊藤一之です。なお、出資割合は、藤沢組60%、伊藤組40%となっております。

次のページをお開きください。議案第2号の参考資料1、契約書(案)です。工事名は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その1、工事場所は新ひだか町静内柏台地内、工期につきましては契約の日から令和3年11月30日までとなっております。請負代金は、令和3年6月4日締結の建設工事請負契約の締結に関する契約書に記載の金額、契約保証金は免除としております。

3枚おめくりいただき、参考資料4をお開きください。参考資料4は、平面図と立面図です。図面を横にして御覧ください。上の図は平面図で、木造平家建て1棟4戸、建築面積296.97平方メートル、間取りは全て2LDKとなっております、それぞれの間口の右側にオイルタンクの置場、左側には駐車場を配置し、駐車場の地先が玄関となっており、北側となる図面上方の通路からの出入口となっておりますが、外構工事につきましては4工区ともに来年度完成予定でございます。下の図は立面図で、外壁はカラーガルバリウム鋼板及び防火サイディングが主体となっており、屋根についてもカラーガルバリウム鋼板を使用するものでございます。

以上、議案第2号についての説明とさせていただきます。

引き続き議案第3号の説明をさせていただきますので、1枚おめくりください。議案第3号は、次のとおり工事の請負契約を締結しようとするものであります。

契約の目的は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その2。契約の方法は、条件付一般競争入札です。契約の金額は1億230万円、うち消費税及び地方消費税の額930万円となっております。契約の相手方は、池内・マルサン特定建設工事共同企業体。代表者は、日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1番22号、池内建設株式会社 代表取締役 能登谷満。構成員は、日高郡新ひだか町静内高砂町1丁目9番26号、株式会社マルサン建設 代表取締役 村田英明です。なお、出資割合は、池内建設60%、マルサン建設40%となっております。

次のページをお開きください。議案第3号の参考資料1、契約書(案)です。工事名は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その2、そのほかは記載のとおりで、議案第2号と同様となっております。

1枚おめくりいただき、参考資料2をお開きください。参考資料2は、平面図と立面図です。図面を横にして御覧ください。上の図は平面図で、木造平家建て1棟6戸、建築面積445.18平方メートル、間取りは全て2LDKとなっております、下の図は立面図となっております。出入口付近の配置や外壁等の仕様は議案第2号と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第3号についての説明とさせていただきます。

引き続き議案第4号の説明をさせていただきますので、1枚おめくりください。議案第4号は、次のとおり工事の請負契約を締結しようとするものであります。

契約の目的は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その3。契約の方法は、条件付一般競争入札です。契約の金額は6,633万円、うち消費税及び地方消費税の額603万円となっております。契約の相手方は、真下・富岡経常建設共同企業体。代表者は、日高郡新ひだか町静内青柳町3丁目5番10号、真下建設株式会社 代表取締役社長 真下明。構成員は、日高郡新ひだか町静内青柳町1丁目1番7号、株式会社富岡組 代表取締役 両満富雄です。なお、出資割合は、真下建設70%、富岡組30%となっております。

次のページをお開きください。議案第4号の参考資料1、契約書(案)です。工事名は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その3、そのほかは記載のとおりで、議案第2号と同様となっております。

1枚おめくりいただき、参考資料2をお開きください。参考資料2は、平面図と立面図です。図面を横にして御覧ください。上の図は平面図で、木造平家建て1棟4戸、建築面積296.97平方メートル、間取りは全て2LDKとなっております、それぞれの間口の左側にオイルタンクの置場、右側には駐車場を配置し、駐車場の地先が玄関となっており、南側となる図面下方の通路からの出入口となっております。下の図は立面図で、外壁等の仕様は議案第2号と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第4号についての説明とさせていただきます。

引き続き議案第5号の説明をさせていただきますので、1枚おめくりください。議案第5号は、次のとおり工事の請負契約を締結しようとするものであります。

契約の目的は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その4。契約の方法は、条件付一般競争入札です。契約の金額は6,985万円、うち消費税及び地方消費税の額635万円となっております。契約の相手方は、幌村・静内産業特定建設工事共同企業体。代表者は、日高郡新ひだか町三石蓬栄126番地、幌村建設株式会社 代表取締役 幌村司。構成員は、日高郡新ひだか町静内御幸町1丁目1番42号、静内産業土建株式会社 代表取締役 高橋光敏です。なお、出資割合は、幌村建設60%、静内産業土建40%となっております。

次のページをお開きください。議案第5号の参考資料1、契約書(案)です。工事名は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その4、そのほかは記載のとおりで、議案第2号と同様となっております。

1枚おめくりください。参考資料2は、平面図と立面図です。図面を横にして御覧ください。上の図は平面図で、木造平家建て1棟4戸、建築面積296.97平方メートル、間取りは全て2LDKとなっております、下の図は立面図となっております。出入口付近の配置や外壁等の仕様は議案第4号と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第5号についての説明とさせていただきます。

説明の最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴いまして米国などにおいて住宅需要などが高まっており、世界的に木材価格が高騰しているウッドショックが道内にも波及している状況がございます。現在のところ市場調査などで資材の調達が可能と判断し、工事発注しておりますが、今後さらなる影響により資材価格が大きく変動した場合には契約書に基づき適切

に変更手続をしたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、議案第2号から議案第5号について一括して説明させていただきました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、城地君。

○16番(城地民義君) 契約の内容等については異存特にないのですが、図面の参考資料の2、まずその1の仮契約の次の図面、配置図、それと全体のその1からその4の建物の平面図、1棟4戸と1棟5戸、その2が1棟5戸なのですが、前段の参考資料の2、全体見取図、配置図、これと次の参考資料3の1、2、3、4の配置図、柏台会館が下なのです。この中でどちらが正しいのか知りませんが、私は下のほうの参考資料3のほうが正しいと思うのですが、その2のほうの配置図がその1とその2が逆転しているのではないかと思うのですが、どちらが正しいのか、その分ちょっと確認をさせていただきたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 大変失礼いたしました。御指摘のとおり、参考資料2と参考資料3の各建物の配置に相違がございまして、正しいのは、参考資料3が正しいということで御理解をお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) この種の案件は何回か今までも経験していますけれども、2点ほどお聞きします。

1点は、林活議連からの要望が届いているかどうかは分かりませんが、地元の木材を使うという考え方を議連等も持っていますけれども、今回のこの工事について地元産の木材が何%使われるのか、または使っていただきたい要望等を工事関係者と打合せした経緯があるか、または使えないとしたら使えない理由は何かをお聞きいたします。

2点目は、公営住宅の場合に入居すると長く住んでいる方々が多いと思いますけれども、今の現状では建物というのはやはり住む人の考えだとか、または景観等にも配慮するということがよく言われますけれども、この建設物件について地元の人たちの意向とか、または意見とかというものを参考にした経緯があるかどうかをお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 2点御質問をいただいていますけれども、まず1点目の地元産の木材の使用についてなのですが、これについては以前にも御質問いただいて、御答弁しているかと思うのですが、一応設計書の仕様の中になるべく地元産の木材を使用するというふうには記載をさせていただいております。ただ、なかなか地元産の木材というのが建築用の構造物の材料として流通しているものがなくて、なかなか手に入らないというのが実態なのかなどは思います。今回、先ほどもちょっと壇上で説明しましたがけれども、新型コロナウイルス感染症の関係で輸入材が入ってこないというふうなこともあって、今後地元産ではなくて、国内産というものが見直しされるのかなと思いますけれども、ただいつまでそれが続くのか分からないという、一過性になるという可能性もあるので、なかなかその生産が進まないというのが実態なのかなどは思います。

それと、地元の意向調査というところなのですが、正直申し上げて、地元の方にこういう景観

で進めていくというのは御意見を伺ったことはございません。ただ、今のところ、ちょっとモダンなカラーで柏台は進めますけれども、それに対して御不便があるとか支障があるとかということで意見が私たちのところには届いておりませんので、今後とも現状のまま進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 今の説明でよく状況は分かるのですけれども、ただ今後とも建て替え等について起きるとしたときには、やはり地元産の材をいかに使っていかということ、町有林等についての伐期が来ているということの説明は何回も受けていますけれども、ただ地元でその材が材としてなかなか生産されていないという状況があって、コストのこともあろうかと思えますけれども、ただペーパー的に使ってほしいというだけではなかなかそれは進んでいかないと思うのです。それで、何とか地元の木材が使えるような環境の整備ということ、内部でそういう検討というのはなされた経緯があるかどうかを確認いたしたいと思えます。

もう一点は、今柏台に上がってみても、経費の部分とか住民の声は聞いていないと言いましたけれども、今回のケースにしてもほとんど同じ構造、同じ色という形でやっていますけれども、住む側の立場からすると例えば、一括上程しましたけれども、2と3については色を変えとか、または自治会の人たちにやはり景観に見合った色だろうかというようなことが配慮されてもいいかなと思えますけれども、そこまで至らない経緯というのは何か過去からの_____というか、やってきている中でこういう工事というのはとにかく同じ構造、同じ色でコストを安くすれということが影響していることなのか、その辺の検討していることがもし過去含めて現在までありましたら、ちょっと確認したいのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 地元産といえますか、道内産になるのですけれども、そういったものを使っていくということについては、過去にも内部で検討をした経緯がございます。ただ、やはり先ほども言ったとおり、新型コロナウイルス感染症の現状があって、すぐにそういうことに手をつけられるという状況にもないものですから、まず今後もその使い方については研究してまいりたいなというふうに考えております。

それと、デザイン等についての地元の意向調査なのですけれども、今のところ、先ほど答弁したとおり、特に地元の意見は聞いているという状況にはないのですが、これから建て替え等がほかの団地も含めて進んでまいりますので、そのときに地元説明会等も開催する予定もありますので、もしそこで意見が聞かれる場所がありましたら取り入れていくことも検討していきたいと思えますので、御理解をお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第2号から議案第5号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第2号 工事請負契約締結について(静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その1)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 工事請負契約締結について(静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その2)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 工事請負契約締結について(静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その3)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 工事請負契約締結について(静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その4)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、議案第6号 工事請負契約締結について(簡易水道配水施設更新工事)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

桂田上下水道課長。

〔上下水道課長 桂田達也君登壇〕

○上下水道課長(桂田達也君) おはようございます。ただいま上程されました議案第6号について御説明申し上げます。

議案第6号は、工事請負締結についてでございます。簡易水道配水施設更新工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する5,000万円以上のものとなりましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでありまして、次のとおり工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

契約の目的は、簡易水道配水施設更新工事、契約の方法は条件付一般競争入札、契約金額は6,859万6,000円、うち消費税及び地方消費税の額は623万6,000円、契約の相手方は日高郡新ひだか町静内駒場6番8号、株式会社道南、代表取締役 木原 訓でございます。

恐れ入ります。1枚おめくりをいただき、次のページを御覧ください。議案第6号参考資料1、契約書案でございます。工事名は簡易水道配水施設更新工事、工事場所は新ひだか町三石旭町地内、工期は着工が契約の日から、完成は令和4年2月28日まで、請負代金額は令和3年6月4日締結の建設工事請負契約の締結に関する契約書に記載の金額、契約保証金は金融機関等による保証の額となっております。

次のページを御覧ください。議案第6号参考資料2、工事概要でございます。配水池としまして、フェンスの高さ(H)が1.5メートル、延長(L)が79.4メートル、内部配管の延長(L)が6.5メートルとなっております。管理棟としまして、フェンスの高さ(H)が1.5メートル、延長(L)が40メートル、増圧ポンプユニット、呼び口径(ファイ)40掛ける給水量毎分0.19立方メートル掛ける全揚程15メートル掛ける出力15キロワットのもので1台、緊急遮断弁、呼び口径(ファイ)150が1台、機械配管工、呼び口径(ファイ)150から200で、延長(L)が31.5メートル、自家発電装置、出力20キロボルトアンペアが1台となっております。その他配水池の切替えに伴う作業といたしまして通水試験を行い、本年度工事完了後に当該施設の供用を開始する予定でございます。

次のページをお開きください。議案第6号参考資料3、本工事の位置図でございます。場所につきましては、三石旭町旭ヶ丘北団地の北側に昨年度建設いたしました配水池、東側には管理棟がございまして、今回は先ほど工事概要で説明しました内容のことを資料記載のとおり施工するものでございます。

次のページをお開きください。議案第6号参考資料4、管理棟の機器配管平面図でございます。太線で強調した部分が今回施工する部分でございまして、それぞれ内部配管、緊急遮断弁、自家発電機、増圧ポンプユニットとなっております。

次のページをお開きください。議案第6号参考資料5、配水池構造図でございます。太線で強調した部分が今回施工する部分でございまして、オーバーフロー管となっております。

次のページを御覧ください。議案第6号参考資料6、フェンス配置図でございます。太線で強調した部分が今回施工する部分でございまして、左側が管理棟、右側が配水池となっております。

以上で議案第6号、工事請負締結についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、城地君。

○16番(城地民義君) 1点お聞きしたいのですが、説明今ありましたけれども、契約の内容等の中で今回工事は昨年引き続いていわゆるコンクリート工事とか、そういう躯体工事は終わっていると。今回それに関わる配管工事、あるいはフェンスということなのですが、内容的に見まして、工期が2月28ということなのですが、今回本契約して、12月まで6か月、十分ありますよね。この種の内容であれば、例えば6か月あれば十二分に施工できると思いますし、わざわざ冬期間に入って工期を設定してやるまでもないような内容だと思うのですが、こういった簡易水道の施設更新工事という必要性があって、早く施工しなければならない工事で、住民に対しても安心して飲んでいただくような施設に改良するわけですから、もっと工期短くして、早く完成したほうが私はいいと思うのですが、何か特別な理由があるのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川上下水道課参事。

○上下水道課参事(及川和也君) 工期の設定についてでございますが、今回の内容につきまして発電機と、それから機械の配管等ございまして、その中で受注で生産されるものもございまして、予定としましては12月、寒くなる前に完成をして、先ほど申しました試験まで終わる目標でいるのですけれども、そういった施設の部材等がちょっと遅くなる可能性もございまして、設定としましては工期を2月まで設定させてもらったところでございます。

以上です。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

本案に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第6号 工事請負契約締結について(簡易水道配水施設更新工事)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時36分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第8、一般質問を行います。

質問通告順序により発言を許します。

質問者席において一括質問願います。

14番、池田君。

〔14番 池田一也君質問者席へ〕

○14番(池田一也君) それでは、通告に従い、2点の質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてお聞きいたします。全国での直近の累計では接種した人は約2,244万人、そのうち915万人ほどが2回目の接種も完了されているようであります。また、1日であれば1回目、2回目を合わせて毎日約45万人が接種をしているようであります。そういう中で、新ひだか町においても行政をはじめ数多くの関係機関の大変な御努力により新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が行われております。

そこでまず、接種体制についてをお聞きいたします。全国的にはワクチンはあるが、いわゆる打ち手が不足しているため苦慮しているとよく聞きます。そこで、我が町の打ち手を含めた医療従事者の確保は十分にされているのかをお聞きいたします。また、町民からはスピードと正確さが求められております。その求めに応じた効果的な接種体制は構築されているのかお聞きいた

します。

次に、高齢者と優先順位対象業種従事者へのそれぞれの接種状況についてお聞きをいたします。先ほどの行政報告で6月20日現在の接種状況を報告してくださいました。それで、私の質問通告の中で、私の質問通告で接種対象者数と通告しておりますが、大体パーセンテージで割り返すと分かると思いますので、答弁は結構です。また、4番目に予定をしておりました1回目、2回目の接種者数、これも先ほどの行政報告により答弁をいただいたものと思い、再質のほうから細かくやっていきたいと思っております。それと、(5)の終了予定日もです。ですから、答弁といたしましては2番目の1、2回目の希望者想定数、3番目の実際の希望者数、そして6番目のまだ終了していない方の対応というところを主に答弁をいただければなと思っておりますので、よろしくお聞きをいたします。

次に、今後の接種予定についてをお聞きいたします。既に発表されている今後の接種予定に変更はないかをまずお聞きいたします。さらに、64歳以下用のワクチンの確保状況と64歳以下の方の実施予定と実施方法をお聞かせ願います。

ワクチン接種についての最後に接種促進施策についてお聞きいたします。キャンセルなどにより余剰ワクチンが出ていると思いますので、その有効活用方法、それと基礎疾患を有する方への対応、接種したくない方への対応、また町独自の接種促進施策があればお聞きをいたします。

次に、2点目の学力の向上についてお聞きいたします。私は、今までに何度か同様の質問をさせていただいておりましたが、このたび久保田新教育長となり、前任者を継承しつつも久保田教育長ならではのお考えもあろうかと思ひ、質問をさせていただきます。まず、全国学力・学習状況調査について、直近の実施状況と結果、そして全体や教科別での全国や全道平均との対比をお聞きいたします。

次に、学力向上への取組についてですが、チャレンジテストや標準学力検査などの実施状況と今年度から新たな取組があればお聞かせをください。以前の答弁で教職員の校内研修の活性化と研修会参加を奨励したいとありましたので、その実施状況もお聞かせ願います。私は町教委、学校、家庭、地域が一体となった取組が必要不可欠だと考えております。その取組状況と、さらに検証、改善サイクルの確立、授業改善、生活習慣の確立も必要不可欠だと考えておりますので、その取組状況もお聞かせください。

最後に、今後の学力向上への取組についてお聞きいたします。私はさらに今後は教科書の使用状況調査やノートの活用状況調査、授業の進捗度調査を行うべきではないかと考えておりますが、いかがか、見解をお答えください。その上で、町教委として具体的な目標を設定すべきだと考えておりますが、教育長のお考えもお聞かせ願います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。御答弁をよろしくお聞きいたします。

○議長(福嶋尚人君) 中島ワクチン接種対策室参事。

[ワクチン接種対策室参事 中島健治君登壇]

○ワクチン接種対策室参事(中島健治君) 池田議員御質問の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてお答えいたします。

1点目の接種体制について、医療従事者の確保はされたのかでございますが、当町における接種体制は町内の各金融機関皆様の多大なる御理解と御協力を賜りまして、各医療機関で実施する個別接種、移動が困難な方へ訪問して実施する巡回接種、そして町が会場運営する集団接種を实

施しているところであり、高齢者接種に係る医療従事者は確保されておりまして、現在は64歳以下の方の接種に向けた体制整備を進めているところでもあります。

また、効果的な接種体制は構築されたかについてでございますが、高齢者の方がかかりつけの医療機関で接種できる体制が整い、巡回接種及び集団接種ともに大きな問題もなく、順調に運営できていると思われますので、高齢者の需要に合った接種体制は構築できているものと考えております。

次に、2点目の高齢者等の接種状況についてですが、国が定める優先順位のうち市町村が担う65歳以上の高齢者と町独自で先行接種いたしました高齢者入所施設等従事者についてお答えします。まず、65歳以上の高齢者のうち希望者につきまして当初7割、70%程度の5,462人と想定をしておりましたが、6月20日現在6,581人が希望しております。なお、まだ終了していない方への対応につきましては、何らかの事情で希望はしていても接種できていない方もおられると考えておりますので、今後も引き続き相談対応を行い、接種につなげてまいりたいと考えております。

3点目の接種予定について、(1)の今後の接種予定に変更はないか、また(3)の64歳以下の実施予定と実施方法はでございますが、ワクチン接種が国において開始された本年2月の状況と異なり、現在の感染拡大の主流は非常に感染力が強く、若年層でも重症化しやすい変異株に変化しており、国においても当初65歳以上の高齢者が終了した後の優先接種対象者として60歳から64歳の方も明記しておりましたが、職域接種の開始や感染状況等を踏まえて固定的な年齢を示すことを取りやめ、64歳以下の接種順位は各自治体における判断へと変更されたところでもあります。当町を含む日高管内でも、変異株が主流となった3月以降管内の中高生を中心に感染が拡大し、集団生活の影響もあり、クラスターの発生へとつながったことを踏まえ、感染の抑制に向けてまずは若年層の接種を推し進めていく必要があるものと考え、64歳以下の方への接種となる第5弾については、国が定める優先接種対象者である基礎疾患を有する方とともに19歳以下の方を対象とすることといたしました。また、休業等により住民生活へ大きな影響を与える金融機関や食料品や生活必需品を販売する小売店等の従業員の方々への接種を進めたく、事業所単位での申請に向けての準備についても進めているところでもあります。

次に、64歳以下の方用のワクチンの確保状況についてでございますが、国からの配分量における枠の関係もありますが、今後の接種スケジュールに影響が出ないようにワクチンの数量確保に向けて道に対して要望を継続してまいりたいと考えております。

4点目の接種促進策について、まずキャンセルなどによる余剰ワクチンの有効活用方法でございますが、既に町ホームページ等にてお知らせしておりますが、キャンセル等の発生により生ずるワクチンは廃棄することなく、有効に活用するため感染リスクが高く、代替職員による従事が困難な業種の方への接種を優先的に進めているところでもあります。具体的には高齢者通所施設等従事者、障がい者施設等従事者、保育施設等従事者、小中学校及び高校教職員等、じんかい収集処理事業者、し尿収集処理事業者などであり、今後も随時進めてまいりたいと考えております。

次に、基礎疾患を有する方への対応でございますが、国で定める優先接種の64歳以下の基礎疾患患者は様々な疾患により通院、または入院されている方が対象であり、5月25日発行の町広報紙の折り込みチラシにて町民へお知らせしておりますが、何らかの証明を確認することが困難なことから、対象となる方を把握するため事前の申出を受け付けているところであり、申出のあった方に対して接種券を送付し、高齢者の接種が終了する翌日の7月19日より接種を開始するよう

準備を進めているところであります。

また、接種したくない方への対応についてでございますが、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種は任意接種であり、本人が接種を希望しない限り接種を強要することはできません。しかしながら、現段階において新型コロナウイルス感染症への感染対策としては日頃からの感染予防策に加えてワクチン接種が大きな役割を担っているものと考えており、町としても積極的に接種の勧奨を進めていく所存であります。一方で様々なアレルギーにより接種を希望しても接種できない方もおります。接種していない方に対し一部の心ない方による誹謗中傷等が起きることがないように慎重に対策を講じてまいりたいと考えております。

最後に、町独自の接種促進施策はあるかとのことでございますが、ワクチン接種は現在計画どおり進んでおりますので、今後予約状況や接種率等により低迷する状況を打開する対策を要すると判断した際は住民が接種しやすい環境づくりをさらに推進するべく夜間での接種体制整備など効果的な施策を早期に講じてまいりたいと考えております。

○議長(福島尚人君) 田口管理課長。

[管理課長 田口 寛君登壇]

○管理課長(田口 寛君) おはようございます。それでは、池田議員から御質問の学力の向上についての1点目、全国学力・学習状況調査についてですが、まず(1)の直近の実施状況につきましては、令和3年5月27日に今年度の調査が実施され、当町では学級閉鎖をしていた1学級を除き予定どおり実施されたところであります。なお、結果につきましては現段階ではまだ公表されておりません。

次に、(2)全体や教科別での全国や全道平均との対比についてですが、ここでは教科別に全国と全道平均との比較について御説明いたします。なお、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で全国学力・学習状況調査自体が中止となりましたので、ここでは平成31年4月18日に実施された平成31年度調査の結果を基に御説明いたします。平成31年度調査は、それまでの国語A、B、算数、数学A、Bという知識を問う問題と活用力を試す問題から知識と活用の両面を問う問題形式に見直されたため、A、Bの区分がなくなり、さらに中学校では初めて英語が実施されました。学力調査結果についてですが、序列化につながる恐れがあることから、平均正答率の実数値は外部に公表しないこととしており、そのため町内と全国、全道との平均正答率の差を文言区分でお答えしますので、御理解願います。その文言区分につきましては、差が1ポイント未満であれば同様、差が1ポイント以上3ポイント未満であればほぼ同様、差が3ポイント以上5ポイント未満であればやや低い、差が5ポイント以上7ポイント未満であれば低い、差が7ポイント以上あれば相当低いという表現になります。まず、小学校の状況ですが、国語は平均正答率において全国が63.8%、全道が62.8%であるのに対して、当町は全国及び全道との比較においてともに相当低いという状況でした。同じく算数では全国が66.6%、全道が64.5%だったのに対して、当町は全国との比較において相当低い、全道との比較においては低いという状況でした。また、中学校の平均正答率ですが、国語は全国が72.8%、全道が72.1%であるのに対して、当町は全国及び全道との比較においてともにほぼ同様という状況でした。同じく数学では全国が59.8%、全道が58.1%だったのに対して、当町は全国との比較においてやや低い、全道との比較においてはほぼ同様という状況でした。同じく英語では全国が56.0%、全道が54.2%だったのに対して、当町は全国との比較においてほぼ同様、全道との比較においては同様という結果でした。

以上、平均正答率による全国、全道との比較について御説明申し上げましたが、平成31年度の結果からは小学校では全国や全道との差が大きく、依然として厳しい状況にあるものの、前年度である平成30年度調査よりはその差を縮めており、また中学校では全国、全道と比較して大きな差がなく、平成31年度もその前年度との比較で改善傾向にある状態が続いており、着実に学力向上の取組の成果が上がってきている状況がうかがえます。

続いて、2点目の学力向上の取組状況についてですが、まず(1)の道教委が実施している北海道チャレンジテスト、新ひだか町が独自に行っている標準学力検査、CRTの実施状況についてですが、各学校において計画どおり実施しているところでありまして、チャレンジテストにおいては各学期1回の年3回実施しております。対象学年は小学校1年生から中学校3年生までの全学年でありまして、小学校1、2年生は国語と算数、小学校3年生以上には社会と理科が追加となり、中学生では英語が加わります。標準学力検査につきましては、1年間の学習と指導について振り返り、次年度につなげる機会とすることから、12月に実施することとしております。対象学年は小学校1年生から中学校2年生までとし、小学校1、2年生は国語と算数、3年生以上には理科、小学校5年生以上には英語が追加となります。検査する教科については、全国学力・学習状況調査に準じて設定しております。

(2)の今年度から行う新たな取組としましては、町内全9校の学力向上推進教師と共に道内において先進的な実践を展開している学校への視察研修を計画しております。こちらにつきましても、各学校における授業改善につなげていくことを目的としております。また、児童生徒の発達段階に応じて1人1台のタブレット端末をはじめとするICTを有効に活用し、学びの充実を図る必要があると考えておりまして、クラウドを活用して双方向的に授業を進める一斉学習やデジタル教材などによって一人一人に応じて学習を進める個別の学習、共同作業を通じてリアルタイムで考えを共有しながら学び合う共同的な学習などの教育のデジタル化に対応した学習指導を推進してまいりたいと考えております。

(3)の校内研修の活性化についてですが、全国学力・学習状況調査や標準学力検査の結果等に基づき教師が全員で問題を解くことなどの取組を町教委から示しております。取組を通してその学校の児童生徒がどのような部分が弱いのが明確となり、教職員が一丸となって授業改善に向かうことにつながります。また、町内や管内、道内で実施される研修機会の情報を各学校へ提供し、各種研修会、公開研究会、研修講座への積極的な参加を促し、校内研修を基盤として教職員の専門的な資質、能力等の向上を図る取組を推進しております。

(4)の町教委、学校、家庭や地域の取組状況としましては、年2回町内一斉の家庭学習強化週間を設け、小学校は学年掛ける10分、中学校は1年生が70分、2年生が80分、3年生が90分という時間を目安として設定し、家庭学習習慣の確立に向け強力に働きかけているところです。令和元年度には目標時間の達成率が58%でしたが、令和2年度には68.3%に上昇しました。今年度は75%以上を目標に町教委、学校及び家庭が連携して取り組むこととしております。また、地域の町民有志や高校生、大学生の学習支援ボランティアの方の支援を受けて、平日の放課後学習サポートや長期休業中の公設学習塾の取組を進めております。

(5)の検証改善サイクルの確立、授業改善、生活習慣への取組状況についてですが、各学校においては全国学力・学習状況調査結果を分析し、校内研修において学校の学力状況や正答率の低かった問題について全体で考察し、補充指導を行ったりするなど組織的に取組を進めるようにし

ています。また、各学校の学力向上推進教師によって組織されている町授業改善推進会議において分析結果の交流を通して課題を明確にし、共通理解を図りながら日々の授業改善につなげております。

大きな3点目の今後の学力向上への取組についてですが、まず(1)の教科書の使用状況調査とノートの活用状況調査についてですが、過去に同様の調査を実施した際には町内の学校において教科書を全く使わないで授業を進めるといった実態は確認されませんでした。毎年各学校から提出される年間指導計画にも教科書が適切に位置づけられ、その指導計画による授業が行われることが基本になりますし、教育委員会指導主事が年間を通して学校訪問をしておりますが、教科書を使用しない授業は確認しておりません。これらのことから、改めて使用状況調査は実施しないことと考えております。なお、今後も校長会議等の機会におきまして教科書を用いた適切な学習指導について引き続き指導してまいりたいと考えております。

続いて、ノートの活用状況調査についてですが、こちらは調査を実施しておりませんが、先ほど同様、教育委員会指導主事の学校訪問の報告によりますと、ノートの活用につきましては各学校において発達段階に応じた適切な指導がなされ、工夫のある取組が見られます。教師が板書した事柄をそのまま書き写す従来型の活用だけではなく、児童生徒の考えやその過程を構造的に板書し、自分の考えや友達の考えを取り入れながら、児童生徒自らがノートを作り上げる工夫やノートとワークシートを組み合わせながら授業で有効に活用する工夫などが見られます。今後は紙のノートだけではなく、GIGAスクール構想に基づいて1人に1台整備されているタブレット端末の機能を生かし、仲間との交流を通して新しい考えや活用を想像していくようなノートの活用を取り入れていくことになるものと考えております。

(2)の授業の進捗度調査を行うべきではないかにつきましては、既に実施しておりまして、全学年、全ての教科において授業時数と進路の調査を毎学年末に実施し、把握と確認に努めております。遅れがある場合にはその理由と今後の対応策を確認し、指導、助言をすることとして、履修漏れ等のないようにしております。なお、昨年度におきましてはコロナ禍の状況ではありましたが、全ての学校において標準時数を充足しております。

(3)の町教委としての具体的な目標ですが、全国学力・学習状況調査及び標準学力検査において全ての教科において全国平均を超えることと設定し、学校に対しましても示しているところです。この目標の達成に向けまして、授業力の向上、家庭学習の充実、そして学びの環境づくりを重視し、新ひだか町の子どもたちのために地域一丸となって取り組むこととして、引き続き確かな学力の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) それでは、一通り御答弁をいただきました。ありがとうございました。再質問させていただきたいと思えます。

まず、ワクチンの接種に関してからですが、私が一番聞きたいのはこのワクチンを特に望まれる方、一人も漏れなく接種していただきたいというところをまず思っているのです。それで、このサポート体制について何点かお聞かせを願いたいのですけれども、特に今は高齢者が中心となった接種となっておりますので、例えば接種券が来ても申し込み方がどうも理解できない、分からないだとか、申込みに行けない、またインターネットでもやっているはずですので、今インターネットでの申込みのやり方が分からないだとか、受けたいのだけれども、申し込み方が分

からない、そういう方へのサポート体制というものはどのようになっているのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 山口ワクチン接種対策室長。

○ワクチン接種対策室長(山口一也君) サポート体制ということでございます。当町の現在の予約の受け付け方としては電話と、それからウェブサイト、両方を使用しております。実際封筒が届いたのだけれども、どうしたらいいのだろうかといった電話も頂戴しております。そういった方々については相談ダイヤル等活用していただいて、順次対応しているところであります。また、ウェブサイトの活用については町内の事業所の御協力をいただきまして、サポートしますよといった御案内のチラシを接種券と同封したり、あと相談する相手等がもしないという想定の中でありますけれども、緊急通報装置をつけられている独居の方だとか、そういった方に対してはセンターのほうからお声かけしたり、各ケアマネを通じてそういった方がいらっしゃらないか、そういったことの対応を実施しております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) そういう対応はしていただけているとして、介護だとか医療でふだんから利用されている方々、ヘルパーさんをはじめ看護師もそうです。訪問看護する方、今お医者さんもいるのでしょうか。そういう方が積極的に大丈夫かいと、申し込めたかいという、そういうような場面が特にヘルパーさんはあると思うものですから、そこからまだ何だ、やり方分からないのだ、ではお手伝いしますよという形、そういうことは、さっきケアマネという言葉も出てきたから、大丈夫かなとは思いますが、そこら辺はサポート体制としては確立をされているのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 山口ワクチン接種対策室長。

○ワクチン接種対策室長(山口一也君) そういったサポート体制、実際取っております。ただ、実際に接種券等送られて、封も開けないでそのままにしていらっしゃる方もいらっしゃいます。そういった方についての啓発等も一定時期、今高齢者の接種完了した後に改めて啓発等の活動して、できる限り漏れないと言ったらあれですけれども、接種できる環境に向けて整えてまいりたいというふうに考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) サポート体制でもう一点、申込みできました。人によってはかかりつけ医のところに行って接種をされる方、または接種会場に行って接種される方、様々いらっしゃるのでしょうか、問題はそこまで行ければいいのですが、そこまでの足の確保です。これを例えば先ほど申し上げたヘルパーさんだとか、近所の協力とかもあるのでしょうか。そこら辺をどのように担当課としても実態を把握した上でより接種しやすい会場なり病院に行きやすい環境を取るよう努力されているのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 山口ワクチン接種対策室長。

○ワクチン接種対策室長(山口一也君) 交通手段の確保でございますから、現在1回目の接種、順調に進んでおります。そういった中でやはり既存の交通機関を利用される方、それから御家族等が送迎されて、接種受けられる方等々様々でございます。ただ、接種券御案内のときに皆さんにお知らせしているのは、どうしても交通手段の確保が難しい場合は相談ダイヤルに一本電話を下さいといった御案内をさせていただいております。そういった相談ダイヤルで電話が来た場合に事情をお聞きして、こちらのほうで交通手段を確保しなければならないといった判断に至った

際には用意する準備はできておりますので、そういった対応を今後も続けていきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) それで、先ほども申し上げましたが、全員が接種することが望ましいと私も思っております。高齢者も介護のいろんな従事者も含めて体調が悪い、仕事がなかなか、仕事が忙しいとか、いろんな理由で打ちたくても打てない方々がいらっしゃる。それで、先ほどの資料を見ると、終わる予定日は決まっている。その後です。そういう方を、もちろん日にち過ぎているから駄目だというわけではないのですけれども、そういう方をさらに日にちを設定したり、64歳以下と交ぜるのか、一緒にするのか、そこら辺をお聞かせ願いたいのです。なかなかやっぱり高齢者としたら特に体調問題、そこでいろんな意味での従事者とする仕事の関係、そういうのがあって、打ちたくても打てない方も数多いと思うものですから、そこら辺はどのように考えておりますか。

○議長(福嶋尚人君) 山口ワクチン対策室長。

○ワクチン接種対策室長(山口一也君) 先ほどお答えしたとおり、一定の段階で周知啓発進めていきたいと思っております。高齢者の2回目の接種完了が7月18日を予定しておりますけれども、その間に打てなかったといった方々に対して接種できる環境というのは今後もその後も続けていきたいと思っておりますし、そういった相談にも随時乗っていきたいというふうに考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 再質問で今までは、これまでは打ちたくても打てない方へのサポートという形で質問させていただいておりました。

次は、このワクチンに対して打ちたくないという方も現実にいらっしゃるのです。理由は様々でしょう。打ちたくても打たない、さっき壇上で答弁でも言っておりましたけれども、この接種は任意接種であるから、強制ではないので、本人の御理解がまずなければいけない。そこで、理解をしていただくための方法として、やはりまず第一は副反応が怖いという形で、私の周りなんかは、特に若い方々は副反応が怖いから打ちたくないという方も僕は多いと感じております。そういう中で、そういう不安を取り除いて、接種とつながるといところを、先ほど町報にとかという話をされておりました。もう一步進んで、町報ももちろん有効な手段とは思いますが、職場に対してとか、職場に出向いて、職場に向けての啓発ですとか、我が町にはいろんな各種団体があるわけですから、そういうところに啓発をする、特に若い世代のサークルというのですか、そういうところにも積極的に啓発活動をすべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 山口ワクチン対策室長。

○ワクチン接種対策室長(山口一也君) 町としてもそのように考えております。というのも、今後64歳以下の接種を進めていく上でやはり勤務時間中の接種、さらにはそういったことも必要なのかなというふうに考えております。そういった場合については、やはり事業所さんの御理解と御協力がなければなかなか進まないものと思っております。各接種券を送付する際に副反応の関係だとか、そういった部分についても若干記載したものを送付させていただいております。そういったものを十分読まれた上で接種する選択、接種しない選択、それぞれを御自身で判断してい

ただきたいなというふうに考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 次に、接種が日々この町でも進んで、順調に進んでいると私は思っているのです。それで、今後64歳以下が始まる時に、さっきワクチンは十分確保できているのかと。そしたら、まだ確保できたという明言をする答弁ではなかったなと思うのです。全国的に見ると予定よりも早く、いわゆる前倒しをして接種している事例も多々あるものですから、我が町においてはどうかと思って、聞きたいのです。それで、ワクチンがまだどれだけいつ来るかははっきりしていない時点ではありますけれども、この時点でどれだけ来れば前倒しするぞと、こういう方法で前倒ししたいのだという、そういう計画は僕は今から持っているはずだと思うものですから、そこら辺のお考え、計画、聞かせていただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 山口ワクチン接種対策室長。

○ワクチン接種対策室長(山口一二君) これまでも高齢者の接種を進めていく中で例えば保育士、保育施設の職員の方だとか、いろんな各種事業所の方等の接種を、余剰分も活用しながらでございまして、前倒しで進めてきたところでございます。国のほうにワクチンでシステムのほうを通じて供給の要求を今後も継続していきまして、町としても早く前倒しで進めれる部分についてはどんどん進めてまいりたいし、先ほど壇上からも御答弁いたしましたけれども、先行して進めたい業種の方々等々様々いらっしゃいます。そういったことも含めましてワクチンの供給の確保、まずはそこを重点にしながら確定次第どんどん、どんどん進めていきたいというふうに考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) どんどん、どんどん進めていきたいというところがまだはっきりとこの場で言える部分がないのかなと。決まっていない部分は言えないというところで、なかなか難しいところだなと思っております。ただ、前倒しを含めた接種の加速ということは十分に考えてくれているのだなということを思いました。壇上でも申し上げましたけれども、町民からはこのワクチン接種はスピードと正確さ、この両方を求められているわけでありまして。そういう中で鋭意努力をされているのはもちろん私も感じておりますし、今後何せ事故のないような方法で、あまりにもスピード、急ぐあまりとか、そういうことの事故もないような形で進めていただけたらと思っておりますので、町民の一人として今後ともよろしくお願ひしますというところであります。

次に、学力の向上に移ります。答弁が、直近の学力の調査結果教えてくれということ壇上で1回目に申し上げておりますけれども、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響でやっていないということですので、今年はやったばかりで、まだ結果が出ていないということですので、これはこれに対していろいろと質問しても、結果が出ていないこと、しばらくやっていないことに対して2年前、3年前の結果を基に質問してもこれは駄目だなと自分ながら思うものですから、(3)番目の今後の教育委員会の考え方だけを何点かお聞かせ願ひします。それで、私も教育長が替わるたびに同じような質問を繰り返させてもらっているのです。久保田教育長で、個人的な話になりますけれども、5人目の教育長となります、私にとってです。私になったときは青山教育長でした。そういう中で思うのは、トップの考え方でやはり組織というものとは変わるといふ、これは揺るぎないものだと思っております。それで、今回替わった、新たになられた教育長ですので、その考え方をぜひお聞かせ願ひえればなと思っております。この学力の向上に関しましては、

27年の6月議会で当時の教育長が教育委員会としておよそ3年後をめどに全国平均レベルに上げてまいりたいと考えているとあったのです。それ3年後をめどに、平成27年の話です。ですから、3年後、私また質問しました。そのときの教育長が学校では大変な努力をして、大幅に平均値を上げ、成果を上げている学校があるが、なかなか現状としては難しいと考える。継続し、鋭意努力してまいりたい。答弁、要旨で言っていますから。途中大分中抜いていますから。というような答弁がございました。それで、改めて今現在具体的に、さっき全道平均と言ったのかい。とかという答弁もありましたけれども、より具体的にこの目標値というものをどのように設定をされているのかお聞きいたします。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

○管理課長(田口 寛君) 教育委員会といたしましては、6年前ですか、学力が北海道の中でも、また日高管内の中でもちょっと厳しいという状況もありまして、6年前に3か年計画という中で3年後には学力を全道平均にまず持っていこうという取組をこの間その目標掲げてやってきたところでありまして、その後完全に目標には届いてはいなかったのですけれども、改善がかなりされてきたということもありまして、先ほど壇上でも申し上げましたとおり、具体的な数値目標ということでございますけれども、全国学力・学習状況調査、それからCRTですか、それについて全国の全ての教科で全国平均を上回るという目標を設定をしているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 全ての教科で全国平均を超えるというのは、要するに言葉は換えていても6年前、3年前聞いたときと答えは僕、目標は同じだと思っているのです。そのときの目標は、3年後に全道平均レベルにするとやっているのです。それで、当時は北海道も道としても全国レベルに上げると言っていたのです。ですから、私は改めてそのときに聞いたのです。全道平均レベルにするのだということはイコール全国レベルにするということですねと当時の教育長に再度確認したら、それで結構、そういうことで結構ですという答弁をいただいているものですから、現実的に今の目標というのは従前と変わっていないという私の理解でよろしいのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

○管理課長(田口 寛君) 実は全道の平均値が6年前についてはやっぱり全国とも開いていたという状況あったと思います。ただ、北海道としても学力向上の取組、この間相当やっておりますので、全国との数値が詰まってきているという状況があります。当町においても学力向上の取組を当然行ってきておりますので、その取組の成果として詰まってきているということで、全国に全道も詰まってきていますし、そこは全道の目標値も全国レベル以上という目標になっているものですから、町としてももう少し高い目標ということで全国レベル以上ということに、全国の平均率以上ですか、それ以上に設定をしたという経緯でございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 今の分からぬではないです。そういう気持ちがあるのだなと。ただ、現場での教員の皆さん、学校全体、そして教育委員会と。地域もそうです。いろんな意味で努力をされている結果、少しずつ上がってきているのだなという思いはしております。それで、これも以前の議会ですけれども、教育委員会、目標設定しないのかといったときに私は各学校でも設定しないのかと、学校別で設定しないのかということ聞いたことがあります。答弁で、これも答弁の要旨です。一部の学校で数値目標が明示されていない、校長会議の折にきちんと指導したいとい

う答弁をいただいております。それで、現在はどうかということ聞きたいのです。どうなのでしょう。

○議長(福島尚人君) 田口管理課長。

○管理課長(田口 寛君) 現在でございますけれども、実はだんだん町としての全体的な平均値というのは上がってきているというところでございますけれども、各学校によっては少しばらつきがやっぱりあるというのは結果として現れています。特に中学校のほうは、先ほど壇上でも御説明しておりますけれども、中学校は結果がかなり出てきている。ただ、小学校についてはちょっとまだ厳しい状況があるという状況でございます。それを踏まえまして、まず中学校においては町の掲げている全国レベル以上という目標、それから中学校の中でも、学校名は出せませんけれども、ちょっと厳しいというところについてはより現実的な目標値として、全国学テの下位層、全国学テの結果の下位層を少なくしていく、割合を具体的に言うと25%以下にするとか、あとCRTの検査については前年度以上の結果を出すというような現実的な目標を定めているという学校もございます。また、小学校も同様で、結果の伴っているところは町の方針どおり全国学テで全国以上の平均値を出すという目標をしているところもありますし、やはりちょっと厳しいなところは、先ほど申し上げたとおり、下位層の割合を減らす、減少させるというような目標を設定しているというところがございますので、御理解をください。

○議長(福島尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) いろんな努力をされながらいろんな様々な取組をされていることは十分理解を私自身しているつもりなのですが、今回質問させていただいている学力の向上に代表されるように、さっき再質の中で言ったことの繰り返しになるかもしれませんが、私はやはり教育長の指導力というのでしょうか、リーダーシップというのでしょうか、それによって教育委員会も新たな展開を見せていくものだと思っております。継承するものは継承していきますが、新たに教育長になられたからにはと、こういうところをやっていききたいのだということももちろんあるかと思うものですから、特に学力のことですけれども、それらに携わる思いとか決意とかあれば、それをぜひともお聞かせ願いたいのですが、よろしく願いをいたします。

○議長(福島尚人君) 教育長。

○教育長(久保田達也君) 池田議員の御質問にお答えし、学力向上に関わりまして私が日頃考えていることにつきまして若干お時間をいただきまして、決意を述べさせていただきたいと思いません。

学力向上の取組につきましては、先ほど課長より答弁させていただきましたが、この課題解決のために日々子どもの教育に当たり、学習指導の大部分を担っている学校が最大限の努力をする必要があるものと私認識しております。中でも直接子どもの指導を担う教職員が今日求められている新しい学力観に立って、知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力の育成、学びに向かう人間性の涵養の3つの力をバランスよく育てる授業を行うことが大変重要になってくると認識しております。それは、教師が知識、技能を教え込む従来型の教師主導の授業から脱却をしまして、子どもが必要感を持って進んで学習に参加できるようにすること、自分の頭で考え、仲間と共同して考えを深めるようにできるようにすること、何が分かり、何ができるようになったのかを子ども自身が自分で意識できるようにするといった今求められている主体的、対話的で深い学びの授業を実現することにほかなりません。先ほど答弁させていただいた学力向上の様々な取組

は、子どもの指導に当たる教師の意識改革と日々の授業改善を図る取組であるということも御理解願いたいと思います。

なお、教育委員会としましては、主体的、対話的で深い学びの授業を行うための基本的な学習過程としまして、新ひだか町学びのスタンダードを各学校に設定し、町内の小中学校全てで取組を推進することとしています。また、今年度より新たにGIGAスクール構想において整備された1人1台タブレット端末、デジタル教科書やデジタル教材、従来からの書画カメラやプロジェクター等のICT環境を有効に活用しながら個別の学習や共同的な学習を取り入れた授業改善を一層推進することによって主体的、対話的で深い学びの授業の実現に向けた取組を進めてまいります。

教育は、町の将来を支える人づくりです。私は新ひだか町の教育推進のために大きな責任を担っていることを自覚しまして、リーダーシップを発揮して教育課題の解決に取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田君。

○14番(池田一也君) 教育長、ありがとうございました。学力の向上で今回は質問させていただいておりますけれども、この後同僚議員から4名ほどまた教育長に質問もあるようですし、学力についてもピンポイントで質問される同僚議員もいらっしゃるようですので、私はこの辺りで終わらせていただきたいなと思っております。

では、一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

13番、建部君。

[13番 建部和代君質問者席へ]

○13番(建部和代君) 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず、1つ目、御遺族支援、お悔やみコーナーの設置について。どこの家庭でも家族が亡くなったときの手続は御家族は悲しみの中で行わなければなりません。また、その手続は申請書の種類も関係窓口も多く、大変です。御家族にとって手続そのものの負担だけではなく、心の負担にもなっています。このお悔やみコーナーは2016年5月に大分県別府市で職員の提案から始まり、御遺族の悲しみに寄り添い、手続を一括して進めるサービスを実施したことが始まりと聞いております。住民のサービス向上を目指した取組で、職員にとって各窓口での対応時間の短縮にもつながったとのこと。国でもデジタル化を活用し、煩雑になりがちな死亡時の諸手続の効率化を目指して2018年に死亡、相続ワンストップサービスを推進しております。このお悔やみコーナーは、2019年度までは全国で16か所を数えるほどでしたが、2020年度では169か所の自治体まで急増、全国の市町村の総数1,718か所ありますが、この1年間で約1割の自治体が導入されており、今年の4月から茨城県利根町で遺族が町役場で行う行政手続を1か所で受け付けるお悔やみ窓口を開設しています。予約制で、死亡届から数日後、届け人宛てに窓口案内と遺族が行う手続をまとめた書類を届けています。今では保険、年金、福祉課など最大7か所の課を回る必要が今まで

はありましたが、手続の知識がない遺族にとっても大きな負担となっていました。開設してからは町民にとって親切で分かりやすい体制になったと担当者は語っておりました。新ひだか町においても家族の方が亡くなられたとき死亡届の提出や年金の停止、福祉サービスへの手続や名義変更、戸籍謄抄本の取得等、町役場に来て行うべき手続は多岐にわたっております。町民の方のお話を聞きましたが、遺族が亡くなったとき死亡後の手続に何度も役場に行き、とても時間がかかったと話しておりました。そこで、町民サービスのお悔やみコーナーや御遺族支援コーナーの設置について何点かの質問をさせていただきます。

まず、死亡に伴う手続について。当町に提出される死亡届件数は年間どれぐらいあるのかをお伺いいたします。

2つ目、死亡に伴う手続の申請書は何種類あるのかお聞きいたします。

3つ目、申請書の提出は幾つの窓口に分かれているのかお伺いいたします。

4つ目、死亡に伴う申請書の手続の流れはどのようになっているのかお伺いいたします。

大きな2つ目、御遺族支援、お悔やみコーナーについて。御遺族支援、お悔やみコーナーを実施している自治体では、手続に必要な申請書を一括して制作するなどのワンストップサービスを実施していますが、質問です。

1つ目、町民サービスとしてワンストップサービスが町民、御遺族にとってどのようなデメリット、メリットがあるのか、また町としてどのようなメリット、デメリットがあるかをお伺いいたします。

2つ目、このような町民サービスを取り入れるとしたらどのような課題があるかお聞きいたします。

3つ目、御家族の方が亡くなられたとき町民サービスの一つとしてワンストップで受け付けるお悔やみコーナーや御遺族支援コーナーを設置していくべきだと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

大きな2つ目、子宮頸がん予防ワクチン接種について。子宮頸がん予防ワクチンについては御存じと思いますが、子宮頸がんはヒトパピローマウイルス、HPVの感染が原因として知られています。ワクチンにはこのウイルス感染自体を予防して、がんにならなくするもので、ワクチンを接種することで60%から70%の子宮頸がんを予防できると考えられています。国では2010年に子宮頸がんのワクチンとして承認がされ、接種が始まりました。2013年4月から小学校6年生から高校1年生まで無料の定期接種化となりましたが、副作用の懸念から6月には厚労省は接種を無料のまま勧奨を中止いたしました。その後接種の状況は勧奨の影響が少ない1994年から99年度生まれは55.51%から78.8%でありましたが、影響が大きい2000年度生まれは14.3%、2001年度生まれが1.6%、その後以降は1%未満となって、今に至っています。この結果、子宮頸がんの現状は毎年約1万1,000人の女性がかかり、この病気で毎年2,800人の女性が亡くなっています。患者は20代から増え始め、30歳までがんの治療で子宮を失ってしまう人も約1,200人いると言われております。世界保健機構、WHOは子宮頸がん予防ワクチン接種を推奨しており、2019年においては100か国以上で公的な予防接種が行われ、15歳で接種した人はイギリス、オーストラリアでは約8割である一方で、日本では0.3%です。他の先進国と比べても100分の1以下の割合の接種しかしていませんので、世界保健機構は日本の現状に是正を求めています。今、日本ではワクチンの安全性をめぐる2018年、名古屋市立大学チームが約3万のデータを分析し、副作用とされそう

な症状の発症率は接種の有無で違いはないとされ、またワクチン接種の副反応であると報道されていたほとんどの例でワクチンと因果関係はないと考えられています。大阪大チームの特任教授は、子宮頸がんはワクチンと検診でほとんどが予防可能で、一刻も早くワクチンの積極的勧奨を再開する必要があるとコメントしています。また、疫学調査ではHPV、ヒトパピローマウイルスワクチンを導入することにより、海外のデータではHPVワクチンの接種を1万人受けなければ子宮頸がんになっていた約70人ががんにならなくて済み、約20人の命が助かると試算されています。国は、昨年10月以降対象者、保護者等にワクチン接種の決断の材料として情報提供をしていくように予防接種法に基づいた通知が何度か出されておりますが、当町の子宮頸がん予防ワクチン接種についての現状についてお聞きします。

まず、1つ、当町では毎年小学6年生から高校1年生まで何名の生徒が子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けているのか、対象者の何%になるかお伺いいたします。

2つ目、対象者の保護者と子どもたちにはどのような周知をされているのかをお伺いいたします。

3つ目、国が積極的勧奨を中止しましたが、無料のワクチン接種で貴い命が救えるのであれば、子宮頸がん予防ワクチン接種の正しい知識と情報提供することが大事ではないかと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

以上です、質問。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

[生活環境課長 秋山照幸君登壇]

○生活環境課長(秋山照幸君) 建部議員の御質問の御遺族支援、お悔やみコーナーの設置について御答弁申し上げます。

大きな質問の1点目、死亡に伴う手続についての1つ目、当町に提出される死亡届件数は年間どのくらいあるのかについてでございますが、当町に住民登録されている方の死亡者数は令和2年度で302件、令和元年度で313件となっております。

2つ目の死亡に伴う手続の申請書は何種類あるのか、3つ目の申請書の提出は幾つの窓口に分かれているのかについてでございますが、亡くなられた方の年齢や生活状況によって様々ではございますが、主な手続は50種類、窓口は13課になってございます。

4つ目の死亡に伴う申請書の手続の流れについてでございますが、死亡届が当町に提出された場合は死亡届の提出の際に御遺族がお亡くなりになられた際に必要な主な手続担当窓口一覧をお渡ししておりますので、その中から御遺族が必要な手続を選択し、関係窓口にて手続をさせていただきます。生活環境課窓口で御相談があった場合は、御遺族が必要とされております手続を聞き取り、関係窓口まで御案内、担当課へ引継ぎを行っております。

次に、大きな質問の2点目、御遺族支援、お悔やみコーナーについての1つ目、町民サービスのワンストップサービスが町民、御家族にどのようなメリット、デメリットがあるのか、また町としてメリット、デメリットがあるのかについてでございますが、一般的に言えることとしまして、いわゆるお悔やみに関する手続の窓口を1か所にすることにより一度の来庁で必要な届出のほとんどを済ますことが可能となり、住民サービスの向上や満足度アップにつながるものと認識しております。全国の自治体でワンストップサービスを実施、あるいは導入を検討している状況でございます。当町における窓口業務でございますが、御遺族等が来町いただいた際、でき

る限り庁舎内を移動していただかないよう関係課などが連携、連絡を取りながら職員が1か所の窓口に出向く方法で対応をさせていただいているところがございますし、今後におきましては業務のさらなる充実に努めてまいりたいと考えているところでありますが、お悔やみに関する手続は御遺族ごとに届出先や提出書類の数なども異なってくることもあり、庁舎以外の窓口での手続もございますので、一度の来庁で全ての手続が完結できないこともあるという意味では多くの町民、御家族がワンストップサービスのメリットを享受している状況にはないと考えてございます。なお、国において本年9月1日に立ち上げを予定しておりますデジタル庁は、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指すこととなっており、より満足度の高いワンストップサービスの実現になるものと期待しており、当町におきましても住民ニーズに合った窓口の在り方について模索していかなければならないものと考えております。

また、町においてのメリットですが、組織間の情報共有による窓口サービスの向上、対応時間の短縮による効率化が挙げられ、住民サービスの向上につながっていくものと考えております。デメリットについてですが、特にデメリットにつながるものは現時点ではないものと思われま

次に、2つ目のこのような町民サービスを取り入れるとしたらどのような課題があるのかについてでございますが、先ほども御答弁させていただきましたが、来庁者を極力移動させないように現在は業務担当者が移動して対応することとしておりますが、理想は1人の担当者が対応することで来庁者に負担をかけない状況になるものと考えております。しかしながら、50種類もの手続を一担当者で対応するためには広い知識や専門性が需要でありまして、人材を育成するためには時間と費用がかかるものと思っております。また、町の組織についても大きく見直しをしなければなりませんし、広域連合が実施している介護保険に係る事務など他の地方公共団体の事務の取扱いなど課題は少なからずあると認識してございますが、人口減少が続く状況下で職員配置も変わっていかねばならない中、近い将来において解決していかなければならない課題であるものと思っております。

次に、3つ目の御家族が亡くなられたとき町民サービスの一つとしてワンストップで受け付けるお悔やみコーナーや御遺族支援コーナーを設置すべきについてでございますが、現在当町において対応可能とする方法を関係各課等の業務の実情を踏まえ協議を進めているところでありますが、先ほども申し上げましたとおり、各課の課題もあるところでございまして、お悔やみコーナーや御遺族支援コーナーだけではなく、町民が安心して利用できる窓口を目指していきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

[健康推進課長 中島健治君登壇]

○健康推進課長(中島健治君) 建部議員の御質問、子宮頸がん予防ワクチン接種について御答弁申し上げます。

まず、御質問の1点目、当町における接種の件数と接種率についてですが、過去3か年の実績に基づき申し上げますと、平成30年度及び令和元年度は実績がなく、令和2年度につきましては1名が接種しており、当該年度における無料接種対象の小学6年生から高校1年生までの人数は515名となっていたことから、接種率は0.19%となっております。

次に、質問の2点目、対象となる児童生徒及びその保護者への周知についてですが、公費負担

となる全ての予防接種の受け方について網羅した説明書により赤ちゃん訪問や乳幼児健診など母子保健事業の際に個別に配付、説明をしております。

質問の3点目、ワクチン接種の正しい知識と情報の提供についてですが、当該ワクチン接種につきましてはワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛などが接種後に見られたことから、その副反応の発生頻度などがより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間定期接種を積極的に推奨すべきでないとされているところでもあります。このことから、現段階においてはまずは国が対象者やその保護者に対し推奨するかどうかの検討、判断ができるようワクチンの有効性、安全性についての情報提供を進めることが必要と考えております。

○議長(福島尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 一通り御答弁いただきましたので、何点かだけ再質問させていただきます。

まず、御遺族支援、お悔やみコーナーの設置についてですけれども、その中で手続は50種ぐらい窓口があって、13課にまたがるというお話がありましたのですけれども、これは様々な生活状況によると思うのですけれども、通常で多くの方は何種類ぐらいで、何か所の課に行かれるか、その辺について分かる範囲でいいですので、お聞かせください。

○議長(福島尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) 当課、生活環境課で申し上げますと、通常戸籍、年金、健康保険の3種類で手続が完結されることが多いものと認識してございます。

○議長(福島尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) ほかのほうについては、承知されていないということではよろしいのでしょうか。

○議長(福島尚人君) 小野生活環境課主幹。

○生活環境課主幹(小野和寿君) 承知されていないといえますか、人によって手続が様々にまたがりますので、一番多い手続としては私ども生活環境課のほうで行われる先ほど申し上げました戸籍、年金、健康保険というのが一番手続としては多いケースという形になっております。

○議長(福島尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) では、ほかのほうは分からないということでありました。

それで、先ほど主な手続の担当窓口の関係で一覧表、きっと皆さん御存じのように、グリーンはこの手続の際の手続についてと、これだと思いののですけれども、亡くなられた遺族の方が関係窓口に行って手続をされているということでここにも書かれているのですけれども、その認識で一応、基本的にはそういうことだということで認識してよろしいですね。

○議長(福島尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) 手続が時間というか、そのようなお尋ねでしたか。

○議長(福島尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) では、もう一度質問させていただきます。

先ほど御答弁もいただいたのですけれども、主な手続担当窓口一覧表というのを亡くなったときに渡されるというお話を聞きました。それで、その一覧表を見て、遺族の方というのは関係窓口に行かれるというお話をさっき聞きましたので、その確認です。そしてまた、ここにもそれぞれの窓口で手続をしてくださいということが書かれていましたので、そういうことで認識して、それでよろしいのですねという確認です。すみません。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) お亡くなりになった方の場合の主な関係手続ということで、そのような御認識でよろしいかと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) _____質問ですけれども、時間的に、来られて、いろいろ手続されるのですけれども、1人の方が来られてどれぐらい、様々な手続があるから、一概に何分とかと、そういうことにはならないと思うのですけれども、どれぐらいかかるのか、通常。その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) お時間についての御質問です。先ほど申し上げました当課で申し上げますと、3種類の手続の場合ですと、平均しての時間にはなりますが、約30分程度時間を要しているものと思われましても、手続の内容が複雑であったりしますと、手続の数は同じ場合であっても例えば1時間程度時間を要することもあるということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) もう一点だけちょっと確認させていただきたいのですけれども、申請書で自筆で書かなければいけない部分、また記入しなければならないものというのは、結局戸籍の部分しか分からないと思うのですけれども、何枚かあると思うのですけれども、何枚ぐらいあるものなのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) 先ほど壇上でも申し上げましたけれども、主な手続として約50種類ぐらいあるのです。さらに細かな申請書まで現状のところ、大変申し訳ないのですけれども、そこまで把握はしていないところでございます。今後行政手続に係る押印の見直し作業行っていく中で署名の点についてどうなっていくかということが出てくるのかなと思っています。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 一通り一応1問目の御答弁いただいて、再質問させていただいて、時間的にもかかるのだなというのを感じていますし、またこれだけの種類があるということはまだまだ時間というのは要するのだろうなど。そこをいかにして短く、町民サービスももちろんですけれども、職員の時間的な短縮もしっかりとここでは本当に考えていかなければいけないなと私は質問させてもらって、感じました。

それで、そういう部分から次の質問のほうに移りたいと思うのですけれども、2番目の質問の中で、先ほど答弁いただいたときに要するに当町の窓口業務は御遺族の方が来庁された際にはできる限り庁舎内を移動していただかないよう関係課と連携、連絡を取りながら職員、1か所の窓口に出向く方法で対応しているとのことなのですけれども、先ほどは皆さん必要などころ行ってくださいというお話をされながら、実際は1か所の窓口でもしているのですというお話をされているのですけれども、今はどちらなのか再質問させていただきたいのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) すみません。説明が不足しております、大変申し訳ありません。先ほどの御答弁で整合性がないのではないかと受け取られたかもしれませんけれども、お悔やみに係る手続に関しまして、現状では主な手続、担当窓口一覧の中から御遺族様が必要な手続を選

択され、関係窓口にて手続をされている方法を取ってございます。お悔やみに関するワンストップサービス窓口を設置することを前提に現在関係各課と協議を進めておりますことから、生活環境課窓口で御相談があった際には可能な範囲ではありますけれども、当課窓口にお座りをいただきまして、関係課へ連絡を取りながら職員が1か所の窓口に出向く方法を試行的に実施しているところでございます。しかしながら、壇上でも申し上げましたけれども、お悔やみに関する手続は庁舎内に限らず、庁舎外、各課にありますことから、職員が出向くことが困難な場合におきましては関係窓口への御案内、そして引継ぎを行っているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 次に、うちの本町については庁舎だけでないですよ。もちろん向こうの青柳のほうにもあります、_____と一緒にいる。あそこにもありますので、確かに1か所で手続するといったら本当に国が言っているデジタル化にならないと厳しいのだろうなと思うのですけれども、今の段階で各庁舎ごとに1か所でやるという方法というのは可能だなというのをすごく今お話聞いて感じました。だから、本庁舎で1か所、また青柳の町立病院の横にあるところで1か所ということで済むのであれば、町民も短縮することで町民サービスにつながるのではないかなと思うのです。また、町にとっても対応時間の短縮効果は本当に行政改革にも私はつながっていくのではないかなと思うのですけれども、その辺はどのように感じているかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) 議員おっしゃるとおりだと思いますので、そのような町民サービスの提供に向け、今後さらに検討を進めてまいりたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) すみません。(2)番目なのですけれども、先ほど1つにするということは1人の人が全て賄わなければならないのかなということになれば、いろんな事情が難しく、勉強もしなければいけないとかお金もかかるとかというお話をさっき御答弁いただいたのですけれども、いろんなのを私も調べてみましたら、やっぱり工夫するといろいろあるのだなと思います。先ほどうちの自治体ではそうやって戸籍、あそこの生活環境課に行ったら1か所でできるだけあげているのだということもできるだろうし、また事前に予約をしていただいて、当町に来るまで必要な書類を用意しておく。そしたら、早く手続が終わるのではないだろうかというところで、そういうところやっているところもありますし、また手続の必要な書類を事前に渡して、書類を記入してもらった手続は、要するに渡して、我が家で書いてきてもらって、戸籍のほうに持ってきてもらって、窓口を持ってきてもらって、そのことについていろいろやるということも一つの手続の方法かなといろいろ様々あると思いますので、必ずしも1人の人が50種類のこと覚えなければいけないとか、そういうのはちょっと難しいなとも思いますので、いろいろ工夫すると、今も本当にほとんどやっているのかなというようにお話も先ほど聞きましたので、そうであればいち早く速やかに検討進めて、そういう窓口をきちんと設置していると町民ってこうやって、ここに来れば一通り何でもやっていただけるのだなと思われるのではないかなと思いますので、そういう部分については速やかに検討進めていただきたいな、そしてそういう窓口なりコーナーを設けていただきたいなと思っております。町としてもそういう方向で進んでいるというお話も先ほど聞きましたので、ぜひ速やかに各課と連携取って、町民サービスのためにやって……

○議長(福嶋尚人君) 建部君、質問してください。

○13番(建部和代君) はい。それでやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) 繰り返しになりますけれども、そのように検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) では、そしたら次のほうのワクチンのほうに移りたいと思います。

一通りお答えいただきまして、再質問させていただきます。まず、最初です。我が町の接種率、国も1%程度なのですけれども、0.19%ということで、現状はそういうことなのですけれども、このことについてどのように受け止めているか御答弁いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 先ほど建部議員からも説明があったと思うのですが、当ワクチンにつきましては平成25年度において接種後重篤な副反応等が生じたということもございまして、国のほうでは積極的な勧奨は控えていると、そういった状況が今も続いているという状況の中でございまして、全国的にも接種率は1%未満ということを見ると、当町も同様の理由によりこういった数値になっているものと捉えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 次、2つ目の質問なのですけれども、先ほど私は小学校6年生から高校1年生までの対象者と保護者の方にどのような通知をされていますかという御質問させていただきました。そのときに母子健康事業の中でというお話を聞かせていただいたのですが、この事業というのは赤ちゃんの家庭訪問だとか、そういうときという御答弁だったと思うのですが、ということは小学校6年生から高校1年生については、直接そういう方々についての周知はされていないという状況だということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 建部議員のおっしゃるとおり、今現在当町におきましては赤ちゃん訪問ですとか乳幼児健診などの母子保健事業の中でこのワクチンも含めた中で定期予防接種、要するに公的に受けられる健診の全てを網羅した形の中で保護者の方に説明しているという状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) では、本当に対象者については具体的には何もされていないということで分かりました。

それで、次3つ目、最後なのですけれども、接種対象者への周知の対応についてお聞きしました。それで、その理由につきまして先ほど御答弁いただいたのですが、その中で、先ほど答弁いただいた理由について、これ国の情報ということでよろしいのですか。要するに因果関係があるというお話をさっきされましたよね、理由として。そういう状況の情報だということでお話をいただいたのですが、ちょっとその辺確認させていただきたいのですが、よろしいのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 当ワクチンの周知等につきましては、昨年厚生労働省のほうから通知が来てございます。その中でいろいろな対応方法についての話も出ていましたが、最後に私のほうでお話した件についてはその文書の中に記載ございまして、繰り返しになりますけれども

も、国のほうとしてはワクチンとの因果関係が否定できない、そういった症状が見受けられたことから、副反応の状況などより明らかになって、国民に適切な情報提供ができるまでの間この健診を積極的に勧奨すべきではないとされているところという文言があったところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 私いろいろ調べまして、確認したところ、国の話だということなのです。それ2013年の6月の情報ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 私今手元に昨年の10月9日付の先ほどの感染症の定期接種の対応についてということで、勧告という形でなっております、その文面の中に予防接種法に基づいて市町村長によって行われるところであるがということで、その後今私が申し上げたところでそういう状況であるということの記載がございましたので、説明しました。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) この通知、確かにあるのですけれども、これ一部改正されていますよね、ある部分では。そこを違うというのではないのですけれども、そこは書かれているのですけれども、一部改正をされ、さらに今そのときにどのような周知の仕方をしていいとか、いろんな情報が一緒に町のほうに来られているのではないかと思うのです。もっと具体的に、もちろん勧奨についてはしてはいけないという情報もありますし、しかし町民には正しい判断ができる情報をきちんと示してほしいという、示しなさいという通知が来ているはずなのですけれども、その辺の認識はどうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢保健福祉部長。

○保健福祉部長(藤沢克彦君) 子宮頸がんの予防ワクチンについては、今まで、ちょっと今健康推進課長が説明したとおり、国もいまだに25年の6月の通知をそのままホームページにつけて、その中には現在子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にお勧めしておりません。接種に当たっては有効性とリスクを理解した上で受けてくださいという25年6月のものをいまだに張っている状況でございます。これを張っているということは、いまだに子宮頸がんワクチンの有効性と、それからそれを接種をしたときのリスク、これの差が大きくないということで、国は積極的に接種を勧奨していないものだと思っております。先ほど中島より説明しました文書の中にも、実は一番最後に引き続き合同会議において副反応等の疑いの報告等について専門家による評価を行うとともに、国民への情報提供を進めつつ積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する予定であるという文書があります。ここで改めて判断するのであれば、そこを待ってからでも、我々としては情報を提供することはそこまで待ってもいいのではないかといいところもございまして、もともと予防接種法に基づく予防接種でございますので、国が利害関係とかをきっちりとは説明をして、それで予防接種ワクチンが、接種が上がっていった中で、安全性が十分捉えた中でも接種率が上がらないということであれば、次の段階として住民に近い市町村が勧奨をしていくというのが通常の筋だというふうに我々思っておりますので、現在のところは勧奨するために個別の通知だとかについてはやる予定は全くございません。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 私も勧奨については国はまだ解いていけませんので、勧奨をして……ですけれども、判断通知をしっかりと私はやっていただきたいなということでお話をさせていただいてい

るのですけれども、通知も一応なかなかしていくという、またまして個人通知をしていきなさいと。勧奨しなさいとは言っていないのです。これ勧奨と通知って違うような気がするのですけれども、どうでしょうか、その辺の。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢保健福祉部長。

○保健福祉部長(藤沢克彦君) 確かに勧奨と、それから個別通知というところに意味合いとしては違いがあるかもしれませんが。ただ、地方公共団体、市町村が個別に対象者宛てに手紙を送るといことについては、勧奨と同じように捉えるのが通常住民の方の思いではないかなと思っております。それだけ市町村の役場の職員というのは住民に近いものだということもありますので、そこは住民と行政機関との信頼関係の下のところもあるとは思っています。ですから、個別通知をすることによって打たなければならないのだという意識になってしまう方が相当おられるのではないかなと思っております。ですので、当町としましては勧奨につながるものと思っておりますので、個別通知については現在のところやる予定はございません。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 国が勧奨はしてはいけないけれども、そのように通知をしなさいとおっしゃっております、現実には。北海道としては、どのような対応されているか御存じでしょうか。もし分かれば。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 申し訳ありませんが、北海道の動向についてちょっと把握してございません。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 実は昨日何か道議会がありまして、このことについて質問された議員が何人かおありまして、私も早速情報を確認をしましたら、道としてはしっかりと個人通知、もちろん勧奨はしないと。しないが、正しい判断のできる情報を通知をしますということでお話があったようなのです。そういう部分では町として、国も勧奨はしてはいけないとしっかり出ています。勧めたりすることはしてはいけないよという部分と、あと国としてはすばらしいこういうリーフがあるのです。これには勧奨ももちろんしていません。そして、リスクについても話が書いてあります。そこで、しっかり一人一人が保護者と話し合っ、判断をしていただけないでしょうかということでリーフを配って構いませんよというお話も確認をさせていただいているのですけれども、それでも個別通知は絶対しないという方向なのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢保健福祉部長。

○保健福祉部長(藤沢克彦君) 基本的には北海道がするのであれば、それにかこつけてうちがやる必要もないのかなと思いますし、基本的に私が言っているのは役場からの通知を見ると皆さん義務感が先に走ってしまうので、こういう通知が来たらやらなければならないという気持ちが先にいくものだと思っています。その前に広く一般的に子宮頸がんワクチンの接種はこういう安全性があります、こういう有効性があります、こういうリスクがありますというのを本来は予防接種法に基づいて国が先に知識を、国民という言い方はどうか分からないですけれども、の方々に情報提供するのが先だと思っています。それを別に市町村に個別で通知すれという通知が来ますけれども、そのとおりにやる必要も私はないと思います。その中で町民から御相談があれば、うちの健康推進課、保健師さんがたくさんいますので、その中で御相談は受けるとは思っていま

すけれども、繰り返しになりますけれども、個別の通知については現在考えておりません。

○議長(福島尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 部長のすごく絶対しないという熱い_____ちょっと感じさせていただいているのですけれども、今日朝のNHKのニュースにも見事にこのワクチンについて報道されました。私もグッドタイミングだなと思ひまして、私もいろいろじっくりとちようち見せていただいたのですけれども、その中でワクチンを打たないで病気になったという方のお話、本当に打てばよかったなど。情報公開していただいて、打てばよかったというお話と、あとそれこそ打ってちょっと体調が悪くて、今あまり皆さんと同じような生活できない部分あるのですけれども、でも正しい判断できる情報というのは開示してほしい、正しい判断ができる材料の、要するに接種の提供をしていただきたいというお話で終わっていたのですけれども、そういう番組見たときに、本当にいろんな方の話も聞けけれども、勧奨はしないけれども、やっぱり正しい判断のできる教材をしっかりと通知すべきだなと私はすごく感じました。そういう部分では、我が町民の中にも高校1年生もいますし、小学校6年生から数名おります。その方々が、今ここでこの話が国や道がしっかりとやっていきなさい、通知していきなさいということと言わないで、一応考えているお話は先ほど答弁されているようなのですけれども、今年高校2年生になったらもう打てません。打てませんって打てるのですけれども、お金かかります。

○議長(福島尚人君) 建部君、一般質問……

○13番(建部和代君) それで、すみません、そういうことがありますので、それでも打たないということなのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 藤沢部長と押し問答になっているものですから、私のほうから、ちょっと最後になろうかと思ひますけれども、お話しさせていただきますけれども、正しい判断ができる情報を与えるという、その正しい判断になるような情報があるのかというのがすごく疑問であります。それは、本来ワクチンというのはいろんなワクチンを打ってもいろんな副反応がありますよね。インフルエンザの普通のワクチン打っても固くなって痛くなるとか、いろんな副反応があるもので、その中で国が積極的に推奨しないということを行っているものについて、国の今言っていることも私は納得できませんし、道のほうがどう言っているのか定かではありませんけれども、建部議員のお話を聞くと、その辺についても道の対応もちょっといがかかなというふうに思うわけです。確実に安全で、副反応もこのぐらいのものでよと、それで推奨しましょうと、それは国の責務だというふうに思っています、安全性の立証なり確認は。それがなされていない中で、いやいや、何か分からないけれども、無料でこういうものがあるから、これ打つ気になったら打てるのだよ、その責任は誰が取るのですか。あくまでもワクチンについては国が主導を持って安全性なり利用の仕方なりきちっと示すものだ。それで、先ほど来藤沢部長のほうから役場からそういうものをやったら、危ないものかもしれない、副反応あるかもしれない、そういう中で役場からはがき来ましたよ、これはどういう意味なのだろうと。打つなという意味なのか打てという意味なのか、そういうことにつながるというふうに_____。通常は、打てというふうに捉えるのが普通だと思います。打つなということも言っていないし、打てということも言わないのですけれども、出すことによって打ちなさいというふうに取りられる。それは、僕は普通だというふうに思っております。ですから、そういう中においてやはり国なりの中できちっとこのワクチンに

ついでの有効性、そういうものを改めて示していただいて、これ皆さん打ちなさいよと、無料だから打ってくださいと、そういう状況になるのが先決ではないか。それがどうなのか、副反応が出るかどうか、これ分かりませんが、それが町民に対する安全を、安心を守っていく上で最大限重要なことだというふうに思っていますし、今朝のNHKのニュース、私も見ました。副反応で苦しんでおられる方は大学にも行けなかった、自宅で通信学習をしているというようなお話がありました。それはそれ事実としてそうなのだろうというふうに思います。でも、仮にそういう可能性があるとするならば、そこを国は推奨していないわけですから、積極的に。それに対して我が町で推奨するような行為というのはすべきではないというふうに思っているところでございます。国なり道からそういう指示が来たとしても現時点では応じるような考えはないというふうに思っておりますので、御理解を_____思います。

○議長(福島尚人君) 13番、建部君。

○13番(建部和代君) 町長の答弁いただいて、ありがとうございます。でも、すみません、御理解と言われてもなかなか御理解できないのですけれども、判断の材料というのはリスクも含めての判断の材料に提供されると私は思っていますし、ありますし、その材料も。ですから、そういうことも含めてぜひ町で、私逆に国や道が進めている、もちろん判断するのは本人なのですが……

○議長(福島尚人君) 建部君、一般質問の範囲を超えていますので、やめてください。

○13番(建部和代君) すみません。そうですか。

○議長(福島尚人君) 時間ではありません。内容が。

○13番(建部和代君) そうですか。推奨しているということではなくてということでお伝えしたいのですけれども……

〔何事か言う人あり〕

○13番(建部和代君) そうですか。駄目というお話の方もいますけれども、あくまでも通知ということで、情報提供ということでのお話をさせていただいておりますので、ぜひ、これ最後なのですけれども、もう一度よく吟味して、本当に情報提供、確かに国のやり方、いろいろあるのでしょうけれども、もし何かあったときに町の責任にならないような方向で、しなかったがゆえに接種できなかったということにならないような方向もしっかり町で対策を考えていかなければいけないのではないかなと思いますので、以上で私の質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時02分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

16番、城地君。

〔16番 城地民義君質問者席へ〕

○16番(城地民義君) それでは、私のほうから2点ほど一般質問させていただきます。

まず最初に、小中学校児童生徒の不登校等の現状と対応及び支援の取組についてを質問させていただきます。各小中学校では町教育委員会の指導の下、児童生徒の不登校の問題に対し組織的、

計画的に取り組まれていると思いますが、調べますと、北海道内の不登校児童生徒は令和2年度北海道教育委員会調べによりますと、小学校では不登校者が全道で1,985人で、1,000人当たりになりますと8.3人ということになります。中学校は全道で5,558人の不登校者がおりまして、1,000人当たりになりますと45.3人であるというふうになっておりまして、ここ数年間は増加傾向、そして長期化傾向が見られ、憂慮すべき状況にあることから、道教委といたしましても学校教育上大きな課題となっているということでございます。そこで、当町の教育委員会におかれましても不登校未然防止、早期発見、対応に向けて学校と家庭や関係機関が連携し対応されていると思いますが、現状と対応及び支援などの取組についてお伺いをしたいと思います。

1点目でございますが、各小中学校の長期欠席者の状況、年30日以上、これ不登校といいますがけれども、の欠席者の状況、それから10日から29日、年間の欠席者の状況について過去3年間の値についてお伺いをしたいと思います。

2点目でございますが、不登校の要因について、可能な限りその要因についてどういうことなのかということについてお伺いをしたいと思います。

3点目でございますが、不登校児童生徒への指導結果状況についてでございます。お伺いいたします。

4点目でございますが、不登校となった場合でありましても児童生徒の教育機会を確保してあげるといふことと学習意欲の維持、向上に向け学校による支援が必要であることを踏まえまして、今後の不登校児童生徒への対応及び支援について具体的な取組についてお伺いをしたいと思います。

5点目でございますが、文部科学省の不登校児童生徒への支援の在り方についてに基づき、教育委員会としての取組の充実化についてどのように取り組まれているのかをお伺いいたします。

6点目でございますが、今日学校でのICT環境が整備されている中にありまして、難しいことがありますけれども、自宅におけるICTなどの活用した学習支援の取組を考慮していいのではないかというふうに考えますけれども、これらについてもお伺いをいたします。

次、大きな2点目でございますが、有害鳥獣特定外来生物でありますアライグマにおける農業等の被害の現状と対策強化についてお伺いしたいと思います。御承知のとおり、北海道内においても野生化し、高い繁殖力により各地に分布域を広げておりまして、農業被害や生態系への影響が報告されております。このような現状でありまして、この現状を放置すれば農業被害など一次産業への影響の深刻のほか、人の生活圏に侵入する可能性も高く、その場合には人獣共通感染症が伝播するなど、さらなる悪影響が懸念されております。現在実施している農家の駆除対策などでは減少させることは困難であると思うところでございます。駆除には広域的な連携が必要不可欠でありまして、これらを踏まえた現状と対策強化についてお伺いをいたします。

1点目でございますが、生息数推計と農業等被害額及び捕獲頭数の全道、日高管内、当町の過去の状況についてお伺いをしたいと思います。

2点目でございますが、現在までの防除対策事業等の成果について、これもお伺いいたします。

3点目でございますが、北海道が市町村への支援方策として捕獲わなの貸出し事業を行っておりますが、活用実績とその周知はどのようにされているのかをお伺いしたいと思います。

4点目でございます。人の健康被害の懸念についてでございますが、このアライグマにつきましてはレプトスピラ症、あるいはアライグマ回虫症、狂犬病などの伝播する恐れへの認識は町と

してはどういう考えで認識しているのかをお伺いしたいと思います。

5点目、今後の対策強化についてでございます。その一つとして令和3年度国の予算化、鳥獣被害防止総合対策交付金として全国の市町村が作成する被害防止計画に基づき農林水産業等に被害を及ぼすと。それで、まず1つとしては鳥獣捕獲などについて、2つ目が被害防除について、3点目が生活環境管理と、この取組を総合的に支援することとしておりますが、本事業の本町の活用についてお伺いたします。

2点目でございますが、施設等助成対策についてもお伺いしたいと思います。

最後に、箱わな確保充実についてをお伺いしたいと思います。

以上、御質問いたしますので、御答弁方よろしくお願いたします。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

[管理課長 田口 寛君登壇]

○管理課長(田口 寛君) それでは、大きな項目の1点目、小中学校児童生徒の不登校等の現状と対応及び支援の取組について御答弁いたします。

まず、1点目の過去3年間の小中学校の長期欠席者の状況について御説明いたします。なお、この数字には病気やけがなどで入院をするなどして、療養のために長期欠席となった児童生徒の数も含まれておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。平成30年度については、10日から29日間の欠席者は小学生が5名、中学生が13名の合計18名、30日以上欠席者は小学生がゼロ、中学生が14名となっております。平成31年度につきましては、10日から29日間の欠席者数は小学生5名、中学生16名の合計21名、30日以上欠席者数は小学生2名、中学生17名の合計19名となっております。昨年度の令和2年度につきましては、10日から29日間の欠席者数が小学生9名、中学生が15名の24名、30日以上欠席者数は小学生が4名、中学生が19名の合計23名となっており、当町においても30日以上欠席者が増加の傾向にあります。

続きまして、2点目の不登校の要因についてですが、当町の児童生徒の長期欠席の要因として多いものは、環境の変化に対する不適応、親子関係や家庭内不和、学業の不振などが挙げられます。そのほかにもいじめ以外の友人関係をめぐる問題や教職員との関係をめぐる問題、学校の決まり等をめぐる問題が挙げられます。また、中1ギャップと呼ばれる小学校を卒業して中学校へ進学した際、学習についていけなくなったり、部活動や他校出身の生徒たちとの新しい人間関係などに適応できずに不登校となるケースが見られます。最近では、コロナに対する不安感から登校できなくなるケースもあります。不登校の要因は1つだけではなく、重複する場合もあり、一概に断定することが難しい場合も多々あります。

3点目の不登校児童生徒への指導結果状況についてですが、不登校を未然に防ぐための取組として、学校ではいじめや暴力行為を許さない雰囲気づくりや定期的な教育相談により問題を早期発見して対応できる体制の整備に努めております。また、学業の不振が不登校のきっかけの一つになっていることから、学習指導方法の工夫、改善を行い、個に応じた指導の充実を図るよう努めております。不登校児童生徒に対しましては、学校による定期的な家庭訪問や登校を促す働きかけ、スクールカウンセラーを活用した相談の実施、登校した際の受入れ体制の整備、保健室や相談室などへの別室登校やプリントの配付による学習支援を行うことで、できる限り学びの機会の確保に努めております。このような指導により不登校を未然に防ぐことができたケースや不登校ぎみの児童生徒が登校するケースなどが見られる反面、不登校の状況が改善されないケースも

多く見られております。

4点目の今後の不登校児童生徒への対応及び支援についての具体的な取組についてですが、各学校においてこれまで効果を上げている取組につきましても、引き続き継続するよう指導を行ってまいります。また、不登校児童生徒が安心できる人間関係を築くことが大切であることから、学校と児童生徒、家庭が定期的な家庭訪問により緊密に連絡を取るようになり、ICT機器を有効に活用してオンラインによる学習支援に取り組むよう指導してまいります。

次に、5点目の文部科学省の不登校児童生徒への支援の在り方についてに基づいた教育委員会の取組の充実化について御答弁いたします。この文部科学省からの通知は令和元年10月25日に発出されまして、これまで出されておりました通知に代わるもので、これまでの通知は本通知をもって廃止されたところであります。本通知の基本的な考え方につきましては、不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、また児童生徒によっては不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意することとあります。このことを受けまして、町教育委員会としましては不登校児童生徒の支援も学校に登校できるようにすることに加えまして、最終的には社会的に自立し、社会に復帰することを目標として取組を推進することとしたところであります。その取組としまして、様々な理由により長期間にわたり学校に登校できない児童生徒や長期欠席の傾向の見られる児童生徒に対し一人一人の状況に応じた相談、指導及び援助を行うこと、同時に集団生活に適応できる力と意欲を育て、学校生活へ復帰できるよう支援を行うことを目的として、学校適応指導教室、教育支援センターの令和4年度開設を目指しております。今年度は、調査研究の1年と位置づけて、道内で先進的に取り組んでいる自治体の学校適応指導教室の視察を通して施設整備、施設設備などのハード面や実際の取組内容や児童生徒の活動内容などのソフト面、そして運営面に関するノウハウを学び、本町にとってよりよい学校適応指導教室の在り方について検討することとし、開設準備委員会を発足したところであります。また、教育委員会及び学校適応指導教室と学校とが連携を密にすることにより、不登校の兆しが見えた児童生徒に対し個別の状況に応じて担任等が教育相談を行うとともに、その要因や背景を的確に分析し、対応を行うよう学校への指導を継続するとともに、児童生徒をより深く理解するための支援ツールほっとや児童生徒理解支援シート等を引き続き活用し、不登校児童生徒の早期発見、早期対応、初期対応の取組について指導してまいります。さらには、小中学校間の円滑な連携体制を構築するため昨年度までの2年間道から静内中学校が研究指定を受けて取り組んできました中1ギャップ問題未然防止事業の取組内容について広く町内小中学校にも周知し、不登校となる要因の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、6点目の今日学校でのICT環境が整備されている中であって、自宅におけるICTなどを活用した学習支援の取組を考慮してはについてですが、新ひだか町ではGIGAスクール構想により令和2年12月に児童生徒1人1台端末が整備されており、不登校の児童生徒に対してもICTを活用した学びの保障は非常に有効な手段であると認識しております。新ひだか町学校適応指導教室の開設準備においても教科書、問題集のほか、タブレット端末の教材を使用した自主学習を検討事項に含めておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 水谷水産林務課長。

〔水産林務課長 水谷 貢君登壇〕

○水産林務課長(水谷 貢君) 城地議員からの御質問の大きな項目2点目、有害鳥獣特定外来生物、アライグマにおける農業等被害の現状と対策の強化について御答弁申し上げます。

御質問の1点目にあります生息数推計と農業等被害額及び捕獲頭数についてであります。生息数については調査、把握が難しく、推計はされておりませんが、生息地域については道内全179市町村において平成7年度には24市町村で生息が確認され、平成13年度は87市町村、令和元年度には160市町村でアライグマの生息地域が拡大されている状況にあります。当町では平成19年度にアライグマが初めて捕獲され、町内での生息や農業被害が確認されています。

次に、北海道が取りまとめた農業被害の状況になりますが、直近の令和元年度における北海道内の被害額は1億2,000万円で、そのうち日高振興局管内の被害額は1,010万円、当町の被害額については388万円となっております。なお、当町の被害については主にミニトマトや家畜飼料などが被害を受けておりますが、平成22年度の被害額1,369万円をピークに現在のところは減少傾向にあります。駆除捕獲状況でございますが、令和元年度における北海道の捕獲数は1万8,323頭、そのうち日高振興局管内の捕獲数は2,490頭で、当町の捕獲頭数は437頭となっております。当町の捕獲実績については、平成30年度の576頭をピークに令和2年度では418頭となっており、被害額の減少と同様に捕獲数についても減少傾向にあります。

次に、御質問の2点目の現在までの防除対策事業等の成果ですが、当町においても特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物の防除実施計画を策定し、平成20年度からアライグマの駆除捕獲を実施しており、町有害鳥獣駆除員による捕獲のほか、駆除を希望する農業者などへ自衛的に防除をする従事者として、箱わなの貸出しとわなの管理をいただきながら駆除捕獲を実施しております。また、野生鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律と農林水産省が策定した抜本的な鳥獣捕獲対策に基づく各種施策による新ひだか町鳥獣被害防止計画の策定や新ひだか町鳥獣被害防止対策協議会での各種駆除事業の取組により、これまでの累計で約4,000頭の捕獲駆除を実施し、農業被害の軽減、被害防止に努めているところであります。

次に、御質問の3点目の北海道が市町村への支援対策として捕獲わなの貸出し事業の活用と周知についてでございますが、日高振興局では捕獲わなの貸出し事業を実施していないことから、当町においても活用実績はなく、周知をしておりませんが、当町における捕獲箱わなについては町協議会が保有する箱わなで対応しているところであります。

御質問の4点目の人の健康被害の懸念についてでございますが、アライグマへの直接的、間接的接触には他の野生動物と同様に感染症や寄生虫などの危険性が伴うことは、議員御指摘のとおりであると認識しております。全てのアライグマがこれらの病気や寄生虫などを持っているとは限りませんが、外来種であるアライグマが伝染性の病原体を持ち込む可能性もあり、危険性の高いものとしては狂犬病、アライグマ回虫、マダニによる感染症などがございます。これらに感染した場合、発熱、下痢、皮下出血、意識障がいなどを引き起こすほか、重篤な場合は死亡する場合も報告されております。アライグマの捕獲に伴い箱わなを設置する方や駆除に当たる町有害鳥獣駆除員にはアライグマの挙動に注意し、必ずゴム手袋を着用いただくとともに、貸出し用の箱わなについても持ち手部分にアライグマの前足がかからないような構造のものを採用することで事故防止を図っております。また、住民の皆様におかれましてもアライグマに遭遇した場合や生

体やふんなどで汚染された場所を触れないこと、誤ってかまれたり、爪等で傷を負った場合や体調に異変を感じたときは速やかに医療機関へ受診していただきますようお願いいたします。

御質問の5点目の(1)令和3年度国の予算化、鳥獣被害防止総合対策交付金として市町村が作成する被害防止に基づく各種取組と総合的に支援する本事業の活用についてですが、関係する法令等に基づき町が策定した防除実施計画や被害防止計画による各種被害防止、駆除対策の取組について本事業を活用しております。①の鳥獣捕獲等については、アライグマのほかエゾシカ、ヒグマ等の有害鳥獣による被害防止とする駆除事業に対して補助金が交付されており、令和3年度についてはアライグマ捕獲計画として520頭分が北海道から内示をされております。次に、②の被害防除ですが、アライグマによる被害防止、防除については現在のところわなによる駆除捕獲が有効な手段でありますことから、引き続き防除実施計画による駆除捕獲を実施するほか、個体数の増加を効率的に防ぐことが重要であると考え、繁殖期の春期における駆除捕獲についても駆除を強化することとしております。③の生息環境管理等については、この事業がエゾシカなどの効果的な鳥獣を寄せつけない環境整備が主なもので、現在のところアライグマに対する有効な対策等が示されていないこともあり、事業の活用には至っておりません。

次に、(2)施設等助成対策については、アライグマ関係で対象となるものとしては捕獲個体を焼却する施設整備が考えられますが、当町においても今後も日高中部環境センターで焼却処分を行い、捕獲物の適正な処理をすることとしております。

最後になりますが、(3)箱わなの確保、充実についてでございますが、貸出し用の箱わなの確保については新ひだか町鳥獣被害防止対策協議会において道交付金を活用してアライグマ捕獲箱わなを購入し、更新等を含め現在134台を保有しております。捕獲用箱わなの貸出しについては、平成25年度からの集計値となりますが、これまで延べ867台の貸出しを行っており、農業者などが行う自衛的な防除に活用いただいております。これまで箱わなが不足するような状況はございませんが、今後においても駆除捕獲に必要な箱わなを確保、保有することとしております。町としては、引き続きアライグマ等防除実施計画並びに鳥獣被害防止計画に基づき交付金事業を活用した各種対策を実施するとともに、管内各町で構成しております日高鳥獣被害防止対策協議会において意見交換や情報共有を行いながら広域的な連携を図った取組を行い、より効果的な対策などを調査研究しながら被害防止に向け努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) 答弁ありがとうございました。最初のほうから何点か質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

不登校の関係で、最初に答弁ありましたけれども、思ったよりも全道的にも小学校も中学校も不登校の生徒が多いわけですが、今御答弁ありましたように、本町でも3年間のデータ見ますと、直近の令和2年度では小学校、中学校も思ったよりも不登校児は生徒数が多いというふうに見たのですが、さらには不登校ではなくて、30日前の分のいわゆる欠席者というものもそれなりにおりますけれども、とにかく不登校の生徒が多いということは全道的な視野に立っても、道教委も言っているように、課題が多いのだなというふうに認識しました。それで、令和2年度でいいのですが、小学校の総児童数と中学校のそれぞれの児童数は何人で、結局は不登校の数が今答弁された人間になるのか教えていただきたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 池ヶ谷管理課参事。

○管理課参事(池ヶ谷北斗君) 令和2年度における小学校の児童数は1,016名、中学校は540名、合わせて1,556名となっております。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) 令和2年度で小学校が1,016名です。そうすると、不登校に該当する部分が4名ということになります、小学校。道でいう1,000人当たりの児童生徒数の数が、私のほうでも調べてみましたが、8.3人ということですから、それなりに不登校数が多いと。それから、中学校についても540人ですか、これに対して不登校児が19人ということですから、かなりなウェイトがされているということで、改めて課題があるというふうに認識してもいいのではないかと思います。

それで、2点目のそれに関わる部分の不登校の要因について答弁ありましたけれども、その要因については家庭のことだとかも当然含まれていますけれども、答弁の中でいじめだとか、あるいはそれ以外の部分での内容での長期欠席になっているということでもいろいろありましたけれども、学業の不振もありますけれども、私が一番心配しているのは、今回質問させていただいたのは教職員との関係をめぐるともって学校に行きたくないということも全道的な視野でもあるのですが、一番そこが、小学校の場合は1年生、2年生の場合は張り切って一生懸命学校に行くということが一番なのですけれども、それがだんだん2年、3年、4年、そしてまた中学校にスライドをした、先ほど言った中1ギャップの問題もありますけれども、中学校に入る時点でまたさらに学校での問題もありますし、家庭での問題もあるのでしょうかけれども、その部分が非常にウェイトが高いというふうに思うのです。それで、特に教職員の関係で、やはりそれが確かなものということは断定できませんけれども、先生の指導力の面でこの新ひだか町の不登校の部分で要因があるという、ないと言えないと思うのですが、あると思うのですが、それらについてはどういうふうに教育委員会として認識しているのかお伺いします。

○議長(福嶋尚人君) 池ヶ谷管理課参事。

○管理課参事(池ヶ谷北斗君) 先ほどの課長の壇上答弁の中に不登校の要因として教職員との関係をめぐるともってというような答弁がありました。具体的に私のほうでもどのような事例なのかという部分を把握しているのですけれども、これは令和2年度の中で1件だけそういうような報告が学校のほうからありました。学校のほうに聞き取りしておりますけれども、例えばそれが先ほど議員のおっしゃったように先生の指導力が不足しているというようなことではなくて、今まで担任の先生が何年間か同じだったのですけれども、その先生が替わったということで、生徒との関係、その生徒が先生との関係が今まで良好なもの築いていたのだけれども、新しい先生となって、うまくいかなかったという部分で伺っておりますので、ちょっと指導力の不足という部分とは異なるかなというふうには思っております。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) それはあまり詳しくはお話ししませんけれども、いわゆる全道のデータ、不登校の要因の、原因のデータのかかなりのウェイトは、ここは今言ったように、そういうことはあまりないのだということでございますけれども、学校でのいわゆる教員との関係をめぐるともって、先ほど言ったように、年数、2年、3年、4年、5年という段階で難しい問題が起きたというのはデータも出ているものですから、その辺りは、今教育委員会のほうでそういうことですか

ら、幸い、いいのではないかと思いますけれども、その点について別な面でいうといじめとかなんとかという分も出てきますけれども、家庭上の問題と、問題は教員と家庭との連携で、その部分での連携が密にっていないとか、スムーズにっていないという部分でのいわゆる生徒指導の分もあると思うのですが、その辺のところはどうなのでしょう。

○議長(福嶋尚人君) 池ヶ谷管理課参事。

○管理課参事(池ヶ谷北斗君) いじめという言葉が出てきたのですけれども、先ほどの壇上答弁の中でお答えした部分ではいじめ以外の友人関係をめぐる問題というふうに答弁いたしましたので、いじめが原因で不登校になっているということではありません。

それから、先生たちとの関係、家庭との関係ということなのですからけれども、今回30日以上が不登校ということで、これは各種の調査でも不登校の定義として連続、断続で30日以上欠席した児童生徒は不登校というふうに定義されているわけですがけれども、改めて10日から29日間の欠席の児童生徒数という数字もお答えしましたけれども、その中で恐らくこういう10日から29日間の欠席の児童生徒というのは不登校傾向のある児童生徒というふうに言うことができると思うのですが、そのような傾向ですとか状況をつかんだ場合にはやっぱり学校の先生方は家庭訪問を定期的に行ったりだとか、電話連絡を密に取ったりだとか、そのようにして連携を深めて、児童生徒がちょっとでも学校に来られるように、一日でも早く学校に来られるように連携を深めております。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) 分かりました。

次ですが、4点目のほうにちょっと移りたいと思いますけれども、今後について、学校の支援のことについては答弁ございましたけれども、学校の支援の中でももう少し具体的にさらに対策として支援を図らなければならないという課題はないのでしょうか。私は、もう少しあるような気もするのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 支援の内容ですか。

〔「うん、支援の内容」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 支援の内容について答弁できませんか。

池ヶ谷管理課参事。

○管理課参事(池ヶ谷北斗君) 学校からの支援ということなのですからけれども、先ほどの繰り返しになるのかなというふうに思いますけれども、家庭との連携を強化する中で、例えばちょっとお休みがちな児童生徒がいれば授業で使った資料を届けに行ったりだとか、学習プリントを配付したりだとか、そのような形で授業に遅れないような形の支援というのは現状でも行っているところです。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) 次、そしたら移ります。

次、5点目のほうを伺いますけれども、文部科学省の不登校児童生徒への支援の在り方について、教育委員会としての取組ありましたけれども、この件で一番私が……失礼しました。文部科学省で言っている支援の在り方の中で、先ほど言いました文科省が教育委員会への取組の充実ということで課題の取組の充実を挙げているのですが、その一つとしては先ほど言った不登校や長

期欠席の早期把握と取組と、それから2つ目に学校等の取組を支援するための教育条件の整備ということなのです。2つ目の学校等の取組を支援するための教育条件等の整備の中で、先ほど前段言いました教員の資質の向上、これは私が言うまでもなく、先ほど答弁ありましたように、不登校への適切な対応だとか、そういった重要な取組に先生方が対応できるような専門的な生徒指導に対する勉強を教育委員会として、道教委もなのでしょうけれども、そういう指導していくという教員の資質の向上、それから次に保健室、相談室って学校にあると思うのですが、特に保健室の充実というのか、私が聞く段階では保健室のある程度の整備はされているけれども、いまいちそういった子どもたち、児童生徒がそこに来たときに養護の先生もおるのでしょけれども、中の整備がもう少しきちっとした整備されて、そこで相談されるようなスペースになっているのかということも聞くものですから、それは教育委員会としての養護の教室というのですか、保健室、これが万全な整備をされているというふうに認識しておりますか。

○議長(福嶋尚人君) 池ヶ谷管理課参事。

○管理課参事(池ヶ谷北斗君) 特に保健室の整備に力を入れているというわけではないのですけれども、保健室がやっぱり不登校傾向のある児童生徒にとって心安らぐ場所であるということに間違いはないのかなというふうに思っております。ただ、現状として私も学校におりましたけれども、保健室もたくさんの児童生徒が来て、やっぱり本来の機能を果たせていないというような状況もありますので、全てを保健室だけにお任せするというふうにもならないのかなというのは私個人としても思いますし、教育委員会としてもそこは何とか改善しなければならない部分のかなというふうには感じております。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) その次ですが、教育支援、児童生徒への支援の在り方、文科省が言っているのは転校してきて、なかなかその子がなじめないという子どもたちがいると。それから、さらに転校のみならず、先ほど言ったように、いわゆる先生との関係、あるいは生徒との関係でなかなか学校でなじめない子どもたちがいる。そして、児童生徒によっては、僕どここの学校のほうの同じ町内、町の中だと思うのですけれども、そちらのほうに行って勉強したいという子どもたちもいるのです。そういう場合は区域、校区外になりますから、一般的には認められないと思うのですが、だけれどもこういった理由の場合は_____を認めて、そちらの学校に、わがまは言わされませんが、そういった児童生徒もいる場合はやはり弾力的に見て、そちらのほうに行って登校できる可能性があるのであれば、校区外に行かせるというのも一つの不登校への対策だと思うのですが、その辺り教育委員会はどのようなふうに考えていますか、そういう場合は。

○議長(福嶋尚人君) 田口管理課長。

○管理課長(田口 寛君) 確かに学校を替えるだとか学級を替えるだとか、そういうことで改善するというケースもあるというふうには聞いております。その場合、学級が難しければ学校を替えてしまうということになると、先ほど議員おっしゃったとおり、区域外の就学ということになりますので、これは教育委員会が許可をしないと区域外に行けないという制度になっておりますので、その場合は、今文科省のほうでも弾力運用という形で、以前よりは縛りが少し弾力化になってまいりまして、その中で学校の指導上の問題があれば区域外に就学を認めることができるということがありますので、簡単にすぐにとということにはならないと思いますけれども、よくそこは教育相談、学校でも相談をして、もちろん教育委員会でも当然教育相談を受けて、学校とのや

り取りもして、本当に最後の最終的な手段としてそういう方法というのはあるとは思いますが、それまでの間に学校と教育委員会と、また家庭と十分協議をしながら、そういう必要性がある場合には最終的に学校長の意見、これが、意見書がないと最終的には教育委員会としては認められないということとしておりますので、そこは最終手段という形にはなるとは思いますが、そういう方法はできることになっております。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) 私のほうの耳に入るのはそういう親、それから関連の人方がございましたので、私は不可能ではないよという話をしていましたけれども、ただこれだけ、先ほどの前段の最初の答弁でありましたように、数が多いということは、やはりそういったケースも含めて対応してやることによって学校に通えるような、1人でも2人でも増やしてあげることが私は大事でないかなと思いますけれども、実際にそういう相談ございますので、学校側にはそういう話はないかと思っておりますけれども、そういう方法もあるということで、私もそういう相談された方にはお伝えをしたいなと思っております。

それから、また別件ですが、学校の教育支援センターの整備充実ということで先ほど答弁ございました。今年度は準備期間と。来年度は実施に向けて目指すということなのですが、道内の14振興局管内で教育支援センターという位置づけで充実している、14振興局管内で14のうち11がもう既に管内の教育支援センター充実に向けて整備されているのです。されていないのが、日高管内は7町ありますけれども、整備をされていないということですから、文科省もこういった支援の在り方で指導されてきているわけですから、不登校の児童生徒、いかにフォローしてあげるといふことすれば教育支援センターに関わる分の支援の充実は、これは絶対必要不可欠だと思いますし、来年度に施設整備をするということを目指すという、目指すのでなくて、実施するのだというやっぱり考え方でやっていただかなければならない。1年、2年終えることによってまたそれが充実が不可能になってしまうようなこともありますので、今年度準備段階ということでございますけれども、来年度、令和4年度も実施するのだと、目指すという、実施するのだという、それにはお金の部分はそんなにかからないと。まずは、そういうスペースを置いてあげて、そして子ども、家庭、お母さん、お父さんにもこういうところがあるのだよという、その位置づけだけでも私は全然違うと思っておりますので、その点について改めて、今年度準備期間で、来年実施するのだという考えで教育委員会がいるのかどうかを確認したいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 池ヶ谷管理課参事。

○管理課参事(池ヶ谷北斗君) 今おっしゃったとおりで、今年1年間を調査研究の1年と位置づけをしまして、令和4年度設置というような形で目指して準備を進めていきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) それで、余計なことかもしれませんが、整備にはハードの方でそんなに金かける必要なく、全道の14振興局管内の事例を見ると、廃校の学校を支援センターにしたり、いろいろやっぱり考えて、それがプラス方向に向いているというのが実際実践でございますので、金はかけないで、そういった子どもたちが廃校のところに行って勉強し、そして体育館もあるでしょうから、体育館に行って運動もしながら触れ合う、そして近くには川もあり、自然もあると。その中で社会体験もしていくと、そういうことも必要でないかと思っておりますので、その点も十分踏まえてお願いできればなど、こう思っていました。

○議長(福嶋尚人君) 質問でしたか、今。

○16番(城地民義君) いや、答弁いいです。

○議長(福嶋尚人君) では、続いて城地君、質問してください。

○16番(城地民義君) それでは、教育委員会の不登校についてはこれで終わらせていただきます。

次、有害駆除のアライグマの関係ですけれども、答弁ございましたけれども、全道、日高管内、当町、それなりに被害状況も頭数も多くなっておりますけれども、答弁ございましたけれども、内容的に生息数については分からないと、なかなか把握できないということなのですが、全道の状況見ますと相当な被害額によって、先ほど言いましたように、農業者の被害があるということなのですが、この被害額については多分捕獲数は別にして、一般農家の人方の被害額であって、実際に家庭菜園だとか、そういったところの人方が被害が結構あるというふうに聞いているのですが、そういう部分については入っていないと思うのですが、実際先ほど答弁された被害額についてはあの額のやはり1.3倍から1.4倍ぐらいの被害は私はあるというふうに思っていますけれども、その点どういうふうな情報になっていますか。

○議長(福嶋尚人君) 水谷水産林務課長。

○水産林務課長(水谷 貢君) 被害額についてですが、被害調査、毎年行っていますが、こちら農業被害については農政課通じて各農協さんのほうへ被害のほう、状況を確認しております。というところですから、家庭菜園だとか、そういったものについては被害額としては計上されておられません。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) それで、捕獲の方法なのですが、先ほどの答弁で北海道の箱わなというのは十分あるというふうに聞いておるのですが、十分満たされているかということなのですが、私ある町民から言われて、農家の方から町のほうに箱わなをお願いしたら、今のところ数が足りないという話があったものですから、それで私聞いている範囲では道でも余裕があったら必ずフィードバックして貸してくれるということですが、ここの振興局では先ほどの答弁では箱わなは置いていないので駄目だよということなのですが、だけれども道の方法としては14の管内に必ず箱わなは確保するというふうな道の見解ではないかなと思うのですが、結果論として今まではなかったのですけれども、何かその辺が道と市町村、日高管内なのでしょうけれども、少ないから、数がないからということなのか。道はある程度余裕あるからいいですよというふうに聞いているのですけれども、その辺りはどうなのでしょう、今後に向けても。

○議長(福嶋尚人君) 水谷水産林務課課長。

○水産林務課長(水谷 貢君) 北海道の箱わなの貸出しについては、日高振興局にも確認しておりますが、日高振興局においては貸出し事業していないというところで、他の振興局さんでは貸出しをしているようなところもあると聞いております。日高管内については、各町で農協とか、あと各いろんな関係団体で構成している協議会、日高鳥獣被害防止協議会、各町設置しておりますが、その中でこの交付金を活用して箱わなを毎年必要な個数を購入して、各町の協議会において箱わなを確保しております。その確保している、保有している箱わなを農業者だとか町民の方々が、被害ある方へ箱わなを貸出しをして、捕獲をしてもらっているというような状況になっております。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) 町のほうで足りなくなった場合は、弾力的に北海道のほうに言って確保してもらおうような方法も今言うように今後も大事なことかなと思いますけれども、今のところ十分足りているという答弁でしたから、それはそれでいいと思いますけれども、いいです。

それで、道の、北海道でアライグマの防除実施計画というのが出されているのです。これは、エリアは北海道全域、当然ですけれども、期間が今年度の令和3年から10か年計画で、令和13年3月31、10か年計画でこの北海道におけるアライグマ防除実施計画でもってアライグマ対策をするということになっておりました。それで、生息の状況等についてはアライグマの状況について生息を確認された市町村がそれぞれあった場合については積極的に拡大、駆除防止を行うという、こういった計画なのです。そして、防除の方法は、先ほども答弁ありましたけれども、箱わなと単箱わなというかな、単箱型わな、この2つで捕獲するというふうに、今年度から10か年計画でやるというふうになっておりました。それで、最後の見回りのことでちょっとあれなのですが、原則としてわなの設置場所は1日1回以上巡視すると、わなをかけた場合。そして、ただし捕獲の_____システム、通信システムがある場合については受信したときに行けばいいというふうな、前段の当町として原則としてわなを設置した場所は1日1回以上巡視するというふうになっていきますけれども、これは令和3年から10か年計画でという、これについては今後道と同じ、足並みをそろえてやっていくのか。そして、やっていくとすれば誰がどういうふうにして対応していく、組織がやっていくのか、その辺りの答弁をお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 水谷水産林務課長。

○水産林務課長(水谷 貢君) 箱わなの設置後の管理なのですが、町の有害鳥獣駆除員さんが設置している箱わなについては町の有害鳥獣駆除員さんが必ず1日1回程度箱わなを見回るというようなことをしております。また、農業者などへ貸出しをしている箱わなについては、貸出しをさせていただいた農業者の方々が自分の庭だとか畑だとか、そうしたところに設置しているかと思いますが、農業者の方に箱わなの見回りをお願いしております。捕獲された場合は町のほうに連絡をいただいて、町の職員が回収、もしくは町の有害鳥獣駆除員さんに回収をしていただいて、その後の処理をしているというような状況になっています。令和3年度からというわけではなくて、もう既にそういった形で取り組んでいるような状況であります。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) 分かりました。

最後ですけれども、今私が言いました北海道が令和3年から令和13年まで10か年計画でやるというこの実施計画に基づいて当町、今まで_____それとも改めてこの実施計画導入、突き合わせして、10か年計画でやっていくというのか、その辺り現段階だとどうなのでしょう。

○議長(福嶋尚人君) 水谷水産林務課長。

○水産林務課長(水谷 貢君) 今議員おっしゃられている、特定外来種の防除実施計画のことかと思いますが、こちらについては当町については平成20年度から策定しております。10か年計画で進めておまして、更新時期が来ているというところで、実施計画を更新して、継続して実施しているような状況になっております。令和3年度から北海道の新たな取組という部分について、その通信システム云々という部分のものについてございますが、そちらについてうちのほうには活用する予定は今ございません。

○議長(福嶋尚人君) 16番、城地君。

○16番(城地民義君) それでは、これで終わりますけれども、アライグマの今の件については農家の方々から非常に、町は一生懸命こういうふうに確保してやっているというのですけれども、行くたびに言われます。それから、農家以外での家庭菜園をやっている方、これも、この方々も非常に実りあって、最後に収穫しようと思ったときに全部なくなってしまった、こんなような状況ですから、十分JAと、農協等も含めて協議してもらって、期待に応えられるようにやっていただきたいなど、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで終わらせていただきます。

◎延会の議決

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(福島尚人君) 本日はこれで延会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 3時04分)